

御宿町告示第58号

御宿町議会第4回定例会を次のとおり招集する。

平成16年11月16日

御宿町長 井上七郎

記

1. 期 日 平成16年11月25日

1. 場 所 御宿町役場議場

平成16年第4回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成16年11月25日（木曜日）午後1時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 4 議案第 2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 5 議案第 3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 6 議案第 4号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について
- 日程第 7 議案第 5号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について
- 日程第 8 議案第 6号 南房総広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 9 議案第 7号 平成16年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 8号 平成16年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第 9号 平成16年度御宿町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 請願第 3号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書提出を求める請願書
- 日程第13 陳情第 7号 有害鳥獣被害防止対策に関する施策充実を求める陳情書
- 日程第14 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程 発議第1号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書について

発議第2号 有害鳥獣被害防止対策に関する施策充実を求める意見書について

出席議員（14名）

1番	石井芳清君	2番	松崎啓二君
3番	式田善隆君	4番	伊藤博明君
5番	吉野時二君	6番	川城達也君
7番	式田孝夫君	8番	瀧口義雄君
9番	白鳥時忠君	10番	小川征君
11番	中村俊六郎君	12番	浅野玄航君
13番	貝塚嘉軼君	14番	新井明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎君	助役	吉野和美君
収入役	五十嵐義昭君	教育長	岩村實君
総務課長	綱島勝君	企画財政課長	瀧口和廣君
教育課長	田中とよ子君	税務課長	木原政吉君
環境整備課長	井上秀樹君	農林水産課長	石田義廣君
建設水道課長	藤原勇君	商工観光課長	米本清司君
住民課長	佐藤良雄君	保健福祉課長	氏原憲二君

事務局職員出席者

事務局長 吉野健夫君 係長 市原茂君

開会の宣告

議長（伊藤博明君） 本日はお忙しい中、ご苦労さまです。

11月も後半になり穏やかな日が続いていますが、今年は例年のない異常気象により、御宿町においても台風の被害が発生いたしました。被害のありました関係者の皆様、また新潟県中越地震により甚大な被害を受け、現在なお避難所生活を余儀なくされている関係者の皆様に心からお見舞い申し上げます。

御宿町議会では、義援金を復興支援のために、日赤を通じ新潟県にお送りいたしました。一日も早い復興をお祈りいたします。議員の皆様にはご協力ありがとうございました。

本日、平成16年第4回定例会が招集されました。

本日の出席議員は14人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成16年11月招集、御宿町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だよりの編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

（午後 1時00分）

諸般の報告

議長（伊藤博明君） 監査委員から、例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

町長あいさつ

議長（伊藤博明君） 井上町長より、諸般の報告とあわせてあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 本日ここに、平成16年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします案件は、千葉県市町村事務組合組織団体の市町村合併に伴う規約の一部を改正する規約の制定に関する案件を初め、平成16年度補正予算案など9議案でございますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

それでは開会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

10月11日の御宿中学校校舎改築工事安全祈願祭には、議員の皆様のご臨席を賜り誠にありがとうございました。教育の場にふさわしく質の高い校舎を目指し、18年3月の完成を目途に改築工事が着々と進められております。

次に、10月12日、夷隅郡環境衛生組合議会定例会が開催され、職員定数条例の一部改正が承認され、平成15年度歳入歳出の決算認定及び平成16年度補正予算案がいずれも原案のとおり可決、承認されました。

10月15日には、国吉病院組合議会定例会において、平成15年度歳入歳出の決算認定が原案どおり可決、承認されましたことを報告いたします。

今年は相次ぐ大型台風の襲来で、台風22号では災害対策本部を設置、人的被害として町民の方1名の尊い命が奪われました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

また、避難所として御宿小学校、岩和田小学校、B & G海洋センター、実谷区民館、上布施消防団詰所の5カ所を開設、自主避難は19世帯33名を数えました。被害状況として、住宅の床下浸水が7棟、護岸の崩落等の河川被害4件、がけ崩れ被害6件、さらに道路被害では土石崩落、道路の欠壊等6件に及びました。

続く台風23号では、御宿小学校ほか3カ所を避難所として開設、自主避難は7世帯8名、また、被害状況としては住宅床下浸水1棟、がけ崩れ被害1件、道路被害2件との報告を受けております。

災害対策本部設置に伴い、議員の皆様方には多大なるご協力をいただきましたこと、また10月17日の海岸清掃には区長さんを初めたくさんの町民の皆様方のご協力をいただきましたことを重ねて感謝申し上げます。ありがとうございました。

最後に、町社会福祉協議会を中心に受付窓口を設置いたしました新潟県中越地震災害義援金ですが、きょうまでに55万円となりましたことを報告させていただきますとともに、皆様のご協力に心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わりますが、さきに申し上げました9件の議案につきましては、十分なるご審議を賜りましてご決定いただきますようお願い申し上げます、冒頭のあいさつといたします。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

常任委員会の合同視察研修の報告

議長（伊藤博明君） それでは先般、10月28日、29日に常任委員会の合同による視察研修に

対しまして、中村産業建設委員長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

11番、中村俊六郎君。

11番（中村俊六郎君） それでは、議長の許可を得ましたので、平成16年度町議会常任委員会の合同視察の報告をさせていただきます。

平成16年10月28日から29日の2日間、常任委員会の合同視察研修を行いました。視察場所は長野県原村で、ここは合併問題の結果、単独で町政を進めることになっている自治体で、御宿町と似た道を歩んでいるという経緯があります。そして、行政は民意を聞き、協働して村を輝かせようといういろいろな事業やプログラムを実践していて、その内容について担当者から具体的な説明を受けました。町議会としても、議員の視点からまちづくりを考えるため議会各常任委員会で勉強会を開催していますが、非常に参考になる視察でありました。

以上、報告を終わります。ありがとうございました。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより本日お手元に配付した日程により会議を行います。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。7番、式田孝夫君、8番、瀧口義雄君にお願いいたします。

会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決しました。

議案第1号～議案第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。

日程第3、日程第4、日程第5は関連がある議案のため、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、日程第4、日程第5を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第1号、議案第2号、議案第3号についての提案理由を申し上げます。

議案第1号及び議案第2号の千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、並びに議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分に関する協議については、関連がございますので一括提案させていただきます。

本改正案は、千葉縣市町村事務組合の組織団体である鴨川市と安房郡天津小湊町が平成17年2月11日に、また柏市と東葛飾郡沼南町が同年3月28日に廃置分合することに伴い、同組合の組織団体に変更が生じるため、規約を改正する必要から、各組織団体の議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 綱島総務課長。

総務課長(綱島 勝君) それでは私の方から、議案第1号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議につきまして説明させていただきます。

平成17年2月10日をもちまして、同組合の組織団体である鴨川市と天津小湊町が市町村合併により、それぞれの市町を廃止することと、それに伴いまして2市町で構成しておりました長狭地区衛生組合が解散されるため、共同処理団体から鴨川市、天津小湊町、長狭地区衛生組合を削除するとともに、平成17年12月11日から設置される合併後の鴨川市を新たに共同処理団体に加えるために、組織団体である御宿町議会に協議し、議決をいただくものでございます。

議案の第2号でございます。2号につきましては、平成17年3月27日をもって同組合の組織団体である沼南町が柏市へ編入合併し町を廃止することに伴い東葛飾郡も廃止されるため、東

葛飾郡の同組合議会議員定数を1人減員させ14とし、選挙区を9から8区にすることと、共同処理団体から沼南町を削除し、従前、沼南、白井、鎌ヶ谷環境衛生組合と称していた一部事務組合を柏、白井、鎌ヶ谷環境衛生組合との名称を変更するものでございます。

続きまして議案第3号、これは千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分に関する協議については、沼南町の廃止により、従前共同処理をしておりました退職手当の支給事務にかかわる財政調整基金の同町分を柏市に帰属させるための協議でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第4号及び議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。

日程第6、日程第7は関連がある議案のため一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第6、日程第7を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第4号、議案第5号についての提案理由を申し上げます。

議案第4号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、議案第5号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議については、関連がございますので一括提案させていただきます。

本改正案は、先ほどの千葉縣市町村総合事務組合理約の改正と同様に、千葉県自治センターの組織団体である鴨川市と安房郡天津小湊町が平成17年2月11日に、また柏市と東葛飾郡沼南町が同年3月28日に廃置分合することに伴い、千葉県自治センターの組織団体の数の変更にかかわる規約改正について、各組織団体の議会の議決を求めるものです。

詳細は担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 網島総務課長。

総務課長(網島 勝君) それでは議案第4号及び第5号について説明させていただきます。

議案第4号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議につきましては、平成17年2月10日をもちまして、自治センターの組織団体であります鴨川市と天津小湊町が市町村合併により各市町を廃止するため、これを組織団体から除くことと、平成17年2月11日に設置される合併後の鴨川市を新たに千葉県自治センターの組織団体に加えるための協議でございます。

議案第5号につきましては、平成17年3月27日に廃止される東葛飾郡沼南町を千葉県自治センターの組織団体から除くための協議でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長(伊藤博明君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第 4 号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 (伊藤博明君) 全員の挙手です。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第 5 号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 (伊藤博明君) 全員の挙手です。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第 6 号の上程、説明、質疑、採決

議長 (伊藤博明君) 日程第 8、議案第 6 号 南房総広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長 (井上七郎君) ただいま議題となりました議案第 6 号の提案理由を申し上げます。

南房総広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、平成 17 年 2 月 11 日から鴨川市及び安房郡天津小湊町が廃止され、新たに鴨川市が設置されることに伴い、南房総広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、市町村の合併の特例に関する法律 (昭和 40 年法律第 6 号) 第 9 条の 2 第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同条例 2 項により準用する地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 (伊藤博明君) 藤原建設水道課長。

建設水道課長 (藤原 勇君) 南房総広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明いたします。

平成 17 年 2 月 11 日に鴨川市及び安房郡天津小湊町が廃置分合することに伴い、南房総広域水

道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を改正するためをお願いするものです。

南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の内容につきましては、第2条中「丸山町、和田町及び天津小湊町をもって組織する」を、天津小湊町を削除し「丸山町及び和田町をもって組織する」に改めるものです。

第6条第1項中、企業団の議員の定数は15名とするを14名に改めるものです。

附則として、この規約は平成17年2月11日から施行する。

以上で説明を終了いたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

広域水道の企業団関係の議案であります。構成団体の減少ということではあります。広域水道につきましては今たしか料金問題の協議がされているというふう聞いております。

また、今回の減少について、負担割合についてどういう対応になっているのか、また今後どのように協議されていくのか。また、関連ではございますが、今行われております料金の協議状況、それはどのようになっているのかあわせてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

建設水道課長（藤原 勇君） まず負担割合ですが、パーセントで申しますと、17構成団体に100としますと、今現在天津小湊町は約4.5%、鴨川市が4.3%で、それを足した新しい市が8.8%ということで、そのまま引き継ぐ形になっております。

料金改定につきましては現在調整中でありまして、内容としましては、事務局の方から3案ほど提案されております。その中で、御宿町としては影響率の少ない方向で今検討中でございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第9、議案第7号 平成16年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第7号 平成16年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号についての提案理由を申し上げます。

今回提案します補正予算（案）は、補正額2,860万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億9,042万7,000円とさせていただきます。

内容につきましては、主に保険給付費の増額、老人保健拠出金の減額とそれに伴う療養給付費等負担金の補正でございます。

なお、本予算案につきましては、去る11月12日に国保運営協議会の審議を経ておりますので申し添えます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 補正内容につきましては、町長が提案理由で申し上げたとおりですので、3ページの事項別明細書、歳入からご説明いたします。

国庫支出金2,476万6,000円を増額し、予算額を3億2,846万7,000円とさせていただきます。内訳は療養給付費等負担金、現年度分1,140万6,000円、過年度分1,336万円でございます。

繰入金、一般会計繰入金383万6,000円を増額し、予算額を9,284万4,000円とさせていただきます。

次に4ページ、歳出のご説明をいたします。

総務費7万8,000円を増額し、予算額を1,148万4,000円とさせていただきます。内訳は一般管理費の共済費、長期負担率の改正による3万6,000円の増、国・県と直結している国保用パソコンのソフトウェアの障害等による修繕費で需用費4万2,000円でございます。

保険給付費5,134万円を増額し、5億8,151万5,000円とさせていただきます。内訳といたしまして療養諸費、一般被保険者療養給付費4,000万円、一般被保険者療養費150万円、審査支払手数料18万円、高額療養費、一般被保険者高額療養費700万円、出産育児諸費210万円、1件に

30万円の7人を見込みました。当初と合わせまして19人を見込みました。葬祭諸費56万円、1件7万円の8人を想定しまして、年間103人を想定しました。補正理由は、一般被保険者に係る医療費と被保険者の出産及び死亡件数の増によるものでございます。

老人保健拠出金2,308万6,000円を減額し、予算額を2億1,065万6,000円とさせていただきます。これにつきましては、平成16年度老人保健拠出金額の決定により補正を行うものです。

介護納付金9万7,000円を増額し、予算額を5,749万2,000円とさせていただきます。老人保健拠出金と同様、平成16年度の納付金額が決定したことによる補正でございます。

6ページをお願いいたします。

諸支出金17万3,000円を増額し、予算額を621万8,000円とさせていただきます。所得構成や避及資格喪失等による過年度分の保険税の還付金の増額でございます。

以上、歳入歳出補正予算額2,860万2,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を8億9,042万7,000円とさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

4ページ、一般被保険者給付費等でお伺いをいたしますが、プラス補正ということでありますので、本年度中多かった内容ですね、こういったものがあるのか。また、今後どういうことを予想された中で増額補正をするのか。そしてまたこれから冬に向かいます、特に高齢者などのインフルエンザが大変危惧されるわけでありましたが、もう既に予防接種の申し込みの受け付けをされているというふうに思うわけでありましたが、申し込み状況などについてお知らせいただければというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 佐藤課長。

住民課長（佐藤良雄君） この要因は被保険者の増加でございます。昨年と、前年度とを比較しますと120人ほど増加しております。これは社会保険を離脱して国保に加入ということと、あとは14年の法改正による、70歳から75歳の段階別の被保険者数が増えておりましてこの療養費が増加しております。

それともう1点要因は、医療費の先進医療でございまして、高額の医療費が昨年より増えております。さらに現在、腎臓疾患というんですかね。透析の被保険者が増えております。そのようなことで、今後さらに医療費は平成19年度までは徐々に増加していくのではないかなと、

このように想定しております。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） インフルエンザの申し込み要件につきましてお答えをさせていただきます。

11月24日現在ですけれども、人数で1,482名であります。高齢者、65歳以上の方の2,804名と比較しますと52.8%という率になっております。ちなみに昨年度の数値が1,325名、46.7%ということで、もう既に160名ほど増員となっております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

給付費の増につきましては、今ご説明では、社会保険から国保への異動が多いというようなお話であります。傾向としてはどの程度なんでしょうか。例えば、昨年度の今時期の同程度の時期としてその数がどの程度あるか、もしわかればご紹介いただければと思います。

議長（伊藤博明君） 佐藤課長。

住民課長（佐藤良雄君） この10月現在で120人ほど増えております。

（石井議員「対前年度ではわかりますか。対前年度……」と呼ぶ）

議長（伊藤博明君） 佐藤課長。

住民課長（佐藤良雄君） まだ下半期ですのでこの下半期で、昨年10月と現在の10月で120人ほど増えておるといことです。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第8号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第10、議案第8号 平成16年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第8号 平成16年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第2号についての提案理由を申し上げます。

今回提案いたします補正予算（案）は、補正額1,556万6,000円を追加し、予算総額、歳入歳出それぞれ4億5,920万6,000円とさせていただくものです。

主な内容につきましては、居宅介護サービス利用者の増加及びサービスの複数利用に伴う居宅介護サービス費等の増額補正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 議案第8号 平成16年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

3ページの事項別明細書をお開き願います。

初めに歳入ですが、国庫支出金の保険者機能強化事業給付金10万円の増額は、介護給付費明細書通知事業の事務費助成です。

次に、繰入金の介護給付費等繰入金193万7,000円は、介護給付費増額に伴う町負担12.5%分です。その他一般会計繰入金3万4,000円の減額につきましては、事務費等が減額となることから一般会計からの繰入金を減額するものであります。

繰越金の1,356万3,000円の増額につきましては、前年度の繰越金であります。

以上、歳入の補正額1,556万6,000円を追加し、歳入総額を4億5,920万6,000円とさせていただくものです。

次に、5ページの歳出ですが、総務費の6万6,000円の増額につきましては、共済費率改正による不足額5万8,000円と、認定調査用軽自動車の車検時に発生しますリサイクル料8,000円で、自動車リサイクル法が平成17年1月1日から完全施行されることに伴うものでございます。

保険給付費の介護サービス等諸費につきましては、居宅介護サービス利用者の増加により、給付費が当初見込みより大幅に伸びたことによる増額で、受給者数で申し上げますと15年度末数値と9月給付分までの比較では月平均20名の増、率にしまして8.3%の増となっております。居宅介護サービス給付費1,500万円と居宅介護住宅改修費50万円の増額です。

以上、歳出の補正額1,556万6,000円を追加し、歳出総額を4億5,920万6,000円とさせていただ

だくものです。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第9号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第11、議案第9号 平成16年度御宿町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第9号 平成16年度御宿町一般会計補正予算（案）第4号についての提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに1,840万4,000円を追加し、補正後の予算総額を34億3,806万4,000円とするものです。

主な内容は、緊急雇用事業として新たに採択された五倫文庫データベース化事業や集落協定が締結されたため追加して交付を行う中山間地域交付金、自動車リサイクル法の施行に伴う費用などです。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 補正予算第4号につきまして説明いたします。

歳入につきまして、5ページで説明いたします。

第10款の地方特例交付金は、額の確定による9万4,000円の減額です。

16款の県支出金、県補助金は、保育所の産休代替職員についての補助金33万5,000円の追加でございます。緊急雇用事業につきましては、事業費が確定したため6万8,000円の減額をす

るものです。農業費補助金97万2,000円は、実谷上小幡地区において集落協定が締結されたことに伴う中山間地域直接支払交付金事業補助金を計上いたしました。

次に6ページをお願いいたします。

教育費補助金157万5,000円は、五倫文庫データベース化事業について、新たに緊急雇用事業の内示を受けましたので計上するものでございます。選挙費委託金は、海区漁業調整委員会委員選挙が無投票であったため、85万3,000円を減額するものです。

18款の寄附金につきましては、町内在住の方より100万円の寄附を受けたための補正でございます。

20款の繰越金804万7,000円は、純繰越金を充当し収支の均衡を図りました。

22款の町債につきましては、減税補てん債260万円、臨時財政対策債490万円を発行可能額の確定により差額を計上するものです。

続きまして、歳出予算について8ページより説明いたします。

1款の議会の旅費は、視察旅費45万8,000円を追加計上いたしました。

2款の総務費、一般管理費の報償費13万円は、表彰や叙勲、退職記念品についての見込まれる不足額を計上いたしました。委託料18万円は、入札の指名参加提出業者受付業務が来年の2月にあり、その建設工事事業者分のデータを入力するための委託費用でございます。財産管理費、需用費45万円は、庁舎の空調施設等の修繕費を計上いたしました。役務費、手数料3万5,000円は、来年1月1日より施行されます自動車リサイクル法に基づき、公用車、町民バスのリサイクル料を計上いたしました。防災諸費の需用費11万5,000円は、台風22号、23号の接近に伴い開設した避難所や災害対策本部における弁当などの食糧費を計上いたしました。徴税費、委託料138万6,000円は、来年1月1日より軽自動車の車両ナンバーが3けたとなることから、このため軽自動車税システムの導入に係る経費を計上いたしました。

9ページをお願いいたします。

選挙費は、海区漁業調整委員会委員の選挙が無投票となったことにより減額するものです。

3款民生費の社会福祉総務費、共済費16万5,000円は、臨時職員社会保険料について料率が改正されたことによる不足額を計上いたしました。社会福祉総務費、繰出金383万6,000円は、国民健康保険特別会計における出産育児一時金19名分及び職員共済費の変更に伴う繰出金を計上いたしました。老人福祉費、繰出金190万3,000円は、介護保険特別会計における保険給付費及び自動車リサイクル費用などの事務費に係る繰出金を計上いたしました。児童福祉費の保育所費、賃金108万円は、保育所における産休代替職員の賃金を追加計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

4 款の衛生費、環境衛生費、委託料5,000円の減額は、緊急雇用事業の確定に伴う差額を減額計上いたしました。工事請負費70万9,000円は、堺川の排水処理施設の電気系統の修繕についての工事費を計上いたしました。清掃費、委託料の98万2,000円は、台風の接近により海岸等に打ち上げられたごみの処理に係る費用を計上いたしました。し尿処理費、負担金補助及び交付金168万円は、合併浄化槽設置補助について見込まれる不足額を追加して計上するものでございます。上水道費の委託料は、緊急雇用事業である赤水対策事業について事業費の確定により6万3,000円の減額計上でございます。

5 款の農林水産業費、農業振興費の委託料100万円につきましては、中山間総合整備事業について必要となる、田園環境整備マスタープランの作成に係る費用を計上いたしました。農業振興費の負担金補助及び交付金129万7,000円は、実谷上小幡地区において集落協定が締結されたことに伴う中山間地域直接支払交付金を計上いたしました。

11ページをお願いいたします。

6 款の商工費、観光費の共済費1万2,000円は、臨時職員社会保険料の料率の改正によるものです。観光費、役務費1万1,000円は、公用車のリサイクル料を計上いたしました。月の沙漠記念館管理運営費の工事請負費17万6,000円は、記念館の雨漏り改修などに係る費用の不足額を計上するものです。

消防費の役務費3万7,000円は、分団等に配備した消防車の車検時に納付するリサイクル料を計上いたしました。

9 款の教育費、事務局費の需用費6万円は、小学校のパソコンのウイルス対策ソフトの更新に係る費用です。事務局費、委託料157万5,000円は、緊急雇用事業として新たに採択された五倫文庫データベース化事業費を計上いたしました。小学校費の共同調理場費、需用費、修繕料5万8,000円は、共同調理場のボイラーの修繕でございます。備品購入費16万9,000円は、給食調理用のミキサーが使用不能となったために、高速度ミキサーの購入に係る不足額を計上いたしました。社会教育費の公民館費委託料7万9,000円は、防火対象物定期点検において、消防法の一部改正により消防長への報告が必要となったので委託費を計上いたしました。保健体育費の減額は、体育祭の中止により不用額を減額して計上するものでございます。

10款災害復旧費の工事請負費は、台風による土木施設について町単独工事で緊急復旧に要する費用260万円を計上いたしました。

以上、歳入歳出それぞれ1,840万4,000円を追加し、補正後の予算総額を34億3,806万4,000円

とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

町長の任期最後の一般会計の補正ということではありますが、見させていただきますと1,840万円強の補正ということで、定例会最小限度の補正だというふうを感じるわけではありますが、おわかりの中でお伺いをいたしますが、新町長就任、その後まだ3カ月間今年度残っているわけではありますが、そうした意味でのいわゆる新町長就任に当たっての政策予算については、財政局としてどのように考えているのか、まずそれからお伺いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 17年度予算についてというご質疑でございますけれども、このあとの一般質問等にも出されておりますけれども、まず基本方針としては、前年度の枠配分という方式で取り組む考えであります。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 私が聞いたのは、今年の3カ月あるわけですから、これで補正はもう3月までやるのか、やらないのかと、簡単に言うとそういう話なんです。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） 今ご質問、任期云々の話がありますが、これは既に、現在までに災害対策とかいろいろな面でもう歳出しなければならない、あるいはまた今後の分も多少ありますけれども、この12月議会、今年最後の定例議会でご承認いただかなければならない内容のものだけをよりすぐってお願いしているわけございまして、今財政課長からいみじくも来年度予算についてちょっと話がありましたけれども、それとは別として、3月まで事務上、任期と関係なく補正としてお願いしなければならない義務的な経費を含めましてお願いしているわけでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） なかなかいろいろありますが、わかりました。

では内容についてお尋ねをいたします。

まず8ページの防災諸費でお伺いをいたしますが、ご説明のとおり台風に伴う食糧費の補正ということではありますが、時間外ですね。どの程度の時間外になったのか。また招集、また台

風関係で対応に当たられた職員数は何人当てられたのかそれについてお伺いをいたしたいと思
います。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 22号の台風におきましては、全職員、109人が配備についており
ます。

また、時間といたしましては6時に災害対策本部を設置いたしまして、夜8時に解散したと
いうような状況で、14時間、職員は勤務。それ以外にそれぞれ事前に警備態勢からとっている
人は、20時間ぐらいの勤務をしています。

それから23号、これは10月24日でしたが、5時15分からずっと4時ぐらいから引き続いてお
りましたので、勤務時間は5時15分ですから、明朝の1時くらいまで勤務、警戒に当たり8時
間程度たっております。これについては職員は80名程度でございました。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 了解いたしました。

では次に移ります。10ページであります。清掃費でお伺いをいたしますが、先ほど説明も
ありましたが、台風に伴う海岸清掃委託だということでありまして、町民の皆様方も参加され
て大分きれいになったように見ておりますが、具体的に事業内容、どのような事業が行われた
のかです。

それから、今後こうした自然災害に伴うこうしたものに対して、どういう対応を今後とって
いくのか。内容的には非常に人為的な経済行為の中で発生したごみと。例えば竹がほとんどだ
ったように思うわけですが、その竹を見ましても明らかに人為的な、要するに手で切っ
た、人が切ったと。ただ単に災害でむしり取られたというよりも、伐採されたような状況のも
のが非常に多かったようにも私は見ているわけでありまして、そうしたもののなかで、そうしま
すと、例えば清水川橋にはそうしたノダケだとかハチクですね、正確に申しますと。そうした
類の竹というのは非常に少ないというふうに思うんです。そうしますと潮の流れを過去から見
ますと、夷隅川水系、またもう少し遠ければ利根川水系のものも考えられるのかなというふう
に思うわけでありまして、その辺の分析です。

例えば夷隅川水系ですと、対策協議会というものもたしか設置されているというふうに思
いますので、そうした場での協議もとれるのかなというふうに思うわけでありまして、そうした
ものなかで今後どのようにこれについて対策をとっていくのかです。そのことについてお伺
いをしたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 井上環境整備課長。

環境整備課長（井上秀樹君） それではまず今回の補正に対する内容ということですが、これについてはただいまお話がございましたとおり、台風22号による海岸漂着物の一時保管物の処理ということで、内容的にはほぼ100%に近い竹を処理するということですが、総量は34.7トンです。これの漂着した経緯はそれぞれ名前が書いてあるわけではありませんので非常に判別しにくい内容ですが、幸いにも夷隅郡の中には夷隅川等浄化対策というところがございますので、それについては今後、河川周囲の廃棄物の管理の協議、それから広くはそれぞれ河川管理等ございますから、県の組織に対してそういう要望、あるいは調整を会議の中でしていきたいと、そのように考えております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） これは町民の皆さんのご協力をいただいてこうした額かと思いますが、かつては200万台の大台に上ったこともあるかと思いますが、こうした全体的な対策もそうですけれども、今後こうしたものが、再びほかのものも含めていろいろな漂着物があるかと思いますが、どのような対応を今後とっていくのか、その辺についても今お聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

環境整備課長（井上秀樹君） この形態についてはとらえ方、まず廃棄物という考え方でいくなれば、廃棄物処理法の中での町が行政の位置として当然処理していかなければならないというような位置がございしますが、この処理方法については、広く皆さんの協力を願ってやらざるを得ないというような経費に対する考え方もございますので、この細かい内容については、またそれぞれの機関と協力していきたいと、そのように考えております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

こうして効果もあったわけでありますから、引き続き町民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、美しい、しかもはだしで歩ける砂浜、海浜環境をぜひ今後とも確保していただきたいと思いますというふうに要望申し上げます。

次に移ります。農業費、同ページの振興費の中でお伺いをいたしますが、田園環境マスタープラン作成ということで100万の委託料ということでありますが、これはこれで完結するのでしょうか。それについてまずお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、その次のページの先ほどから説明いただいております中山間地等直接支払交付金、

この具体的な内容についてあわせてご答弁いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 石田農林水産課長。

農林水産課長（石田義廣君） ご説明申し上げます。

田園環境整備マスタープラン作成業務でございますが、国、農林水産省でございますが、平成14年4月1日に、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱というものを制定いたしまして、国の補助による農業農村整備事業等は田園環境マスタープランが定められている地域において、田園環境マスタープランの内容を踏まえて実施するものとするということを定めております。

御宿町は、実施3カ年計画にも盛り込まれておりますが、平成19年度を工事の着工目標といたしまして、上布施の立山地区、実谷、七本地区を対象にいたしまして、中山間地域総合整備事業を計画しております。この中山間地域総合整備事業は、国の補助による農業農村整備事業に当たりまして、この事業を実施するためには、今申し上げましたように同マスタープランの作成が必須の条件であるとしています。

今後の工程ということにつきましては、工事を実施するまでにはこのマスタープラン作成の後、農村振興基本計画の策定、あるいは現地の測量等、それらを踏まえました実施設計作成など、いろいろと事務事業がございますが、事務の手順といたしまして、まずこのマスタープランを作成しなければいけないということでございます。

今後の日程といたしますか、事務手続からいたしまして、19年度に事業実施の場合は今年度中にマスタープランを作成しなければいけないという県の指導もありまして、補正措置をお願いするものでございます。

この業務の内容につきましては、地形、地質あるいは水環境調査、動植物、景観などの自然環境調査、地域、指標、土地利用、歴史、文化、関連計画など社会環境調査、環境保全の目標、基本方針などを策定いたします。

マスタープランについては以上でございますが、次に中山間地域等直接支払交付金事業ということでございますが、この交付金事業は、傾斜地の多い中山間地域の不利な農業条件をカバーするためにこういった制度が設けられております。この制度の適用を受けるためには、各集落において協定を結びまして、協定者は対象地域において耕作放棄地の解消とか、その発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能とすることにより、集落の持つ多面的機能の確保を図り、また関係者が一致協力して今後5年間取り組むべき事項について協定を結びます。

この実際の内容につきましては、説明にもございましたが実谷上の集落と上布施地区の小幡水田管理組合が対象となっております。実谷上の集落につきましては、協定者が11名、協定農用地面積が2.7ヘクタール。内容としましては、農地管理につきまして鳥獣被害対策に関するイノシシ対策として柵やネットを設置。また定期的な下刈り作業でございます。上布施の小幡水田管理組合につきましては、協定者が63名。農用地面積が13.5ヘクタール。農地の管理につきまして揚水機の維持管理や用排水路の管理、またイノシシ被害対策用のネットの設置、このような内容になっています。

この支払制度の補助率につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となっております。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 直接支払交付金についてなんですが、イノシシ対策がこれで図られるということで、大変切望を地元からされておりましたので一つ吉報かなというふうに思いますが、5年間と今説明を受けましたが、これは5年間この程度の金額で支払いが続けられるんでしょうか。ちょっとその辺今疑問に思いましたので、それについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、戻りましてマスタープランの関係であります。19年度実施予定という中での今年度中にプランニングをしたいということですが、今のご説明ですと、大変多岐にわたる非常に難しい内容についてのプランニングだというふうに思うんですが、これ100万円で完成するんでしょうか。ちょっと疑問に思いましたので、このプランニングが最終的にでき上がるまで、要するに例えば冊子にするにしてどの程度のものを見込まれているのか、ちょっと具体的な委託の事務内容をもう少し詳細に答弁願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 石田課長。

農林水産課長（石田義廣君） 中山間地域の直接支払制度事業につきましては、5年間、申請するその内容とほぼ同じような形で、また金額的にも同様に、5年間継続するような形になります。

それとマスタープランの業務の内容ですが、先ほど申しましたけれども自然環境に関する調査、社会環境に関する調査ですね。そういう内容で、内容的には30ページ、ないし40ページぐらいの冊子になるかと思えます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1 番（石井芳清君） 了解いたしました。

大変、国・県も農業予算については大変厳しい状況でありますし、長期的な視野に立つということではありますが、そうした国・県の予算状況も視野に入れながら、最終的には例えば負担状況が大幅に変わるというようなことは、大変あってはならないというふうにも思うわけではありますが、その辺のところも視野に入れながら、十分慎重な作業を行っていただきたいというふうに思います。

最後に13ページであります。災害復旧費でお伺いいたしますが、260万円という補正であります。何カ所で、具体的な工事の今後の進捗予定状況はどのように考えているのか、それについてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 藤原建設水道課長。

建設水道課長（藤原 勇君） 今回お願いするのは、町の単独事業でございます。公共災害の方に該当にならない小規模な工事でございます。道路につきましては15カ所、河川5カ所という内容でございます。

また、公共災害につきましてはこの12月6日に国の査定がございまして、町としては河川3カ所、道路6カ所を今申請中でございます。

以上です。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時08分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に続き会議を開きます。

（午後 2時24分）

請願第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第12、請願第3号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書提出を求める請願書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

請願第3号は会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、小川 征君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

10番、小川 征君。

（10番 小川 征君 登壇）

10番（小川 征君） 10番、小川。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、請願第3号についてご説明申し上げます。

平成16年11月12日。

御宿町議会議長、伊藤博明殿。

千葉県夷隅郡大原町若山586、食とみどり・水を守る夷隅地区労農会議、議長、荒井 正。

紹介議員、小川 征。

「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書提出を求める請願書。

現在、政府は2000年に定めた「食料・農業・農村基本計画」の見直しを検討しています。来年の3月に策定される新たな基本計画は今後の日本の食料・農業政策を大きく左右するものです。先に出された「中間論点整理」（中間まとめ）では、担い手政策のあり方、品目横断的政策等の経営安定対策の確立、農地制度のあり方、農業資源・環境保全対策の確立が出されましたが、最大の課題である食料自給率の向上に向けての施策については先送りされました。また、出されている課題が食料自給率の向上にどのように結びつくのか明確に示されていません。

基本計画の見直しにあたっては、「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料自給率の引き上げ、食の安全・安定に結びつく施策を展開することが、日本農業の再生・発展に繋がると考えます。

つきましては、貴議会におかれまして、下記の5点を重点課題として対応されるよう、地方

自治法第99条の規定に基づき意見書を政府関係機関に提出いただくことをお願いします。

記。

1、食料自給率について

生産者と消費者の理解と協力のもと自給率引き上げ政策を推進すること。

2、担い手のあり方について

政策対象者たる担い手は、「プロ農家」に限定せず、意欲を持つ農業者及び地域で「育成すべき担い手」として推薦される者等を対象とすること。

集落営農は、地域の条件に見合った多様な農業の展開を可能とするものとして位置付けること。

3、新たな経営安定対策について

新たな経営安定対策は、農産物価格の構造的な低落をカバーし、耕作意欲をもてるよう本格的な所得補填策とすること。

4、農地制度のあり方

土地・農地等土地利用規制の体系を整備し、農地を農地として利用できる法・制度を早急に確立すること。

構造改革特区でのリース方式による株式会社の農地取得・農業参入について、拙速な全国展開を行わないこと。

5、農業環境・資源保全政策の確立

担い手以外の農家、非農家、地域住民などを含めた農業資源保全の「共同」の取り組みに対する支援策を、経営所得安定対策とセットで導入すること。

有機農業など環境保全型農業の推進を支援する政策を講ずること。

現行の中山間地直接支払制度は、拡大・充実して継続実施すること。

以上。

以上、よろしく審議のほどお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまです。

本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第3号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 (伊藤博明君) 全員の挙手です。

よって、請願第 3 号は採択することに決しました。

日程の追加について

議長 (伊藤博明君) お諮りいたします。

ただいま、提出者、小川 征君、賛成者、式田善隆君、中村俊六郎君、吉野時二君から、発議第 1 号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、発議第 1 号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第 1 号の上程、説明、採決

議長 (伊藤博明君) 発議第 1 号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

議長 (伊藤博明君) 小川 征君。登壇の上、趣旨説明願います。

(10 番 小川 征君 登壇)

10 番 (小川 征君) それでは発議第 1 号について説明させていただきます。

発議第 1 号。

御宿町議会議長、伊藤博明様。

提出者、御宿町議会議員、小川 征。

賛成者、御宿町議会議員、式田善隆、同じく中村俊六郎、同じく吉野時二。

「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり御宿町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書。

現在、政府は 2000 年に定めた「食料・農業・農村基本計画」の見直しを検討しています。来年の 3 月に策定される新たな基本計画は今後の日本の食料・農業政策を大きく左右するものです。先に出された「中間論点整理」(中間まとめ) では、担い手政策のあり方、品目横断的政策等の経営安定対策の確立、農地制度のあり方、農業資源・環境保全対策の確立が出

されましたが、最大の課題である食料自給率の向上に向けての施策については先送りされました。また、出されている課題が食料自給率の向上にどのように結びつくのか明確に示されていません。

基本計画の見直しにあたっては、「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料自給率の引き上げ、食の安全・安定に結びつく施策を展開することが、日本農業の再生・発展につながるよう、下記の5点を重点課題として対応されるようつよく要望する。

記。

1、食料自給率について

生産者と消費者の理解と協力のもと自給率引き上げ政策を推進すること。

2、担い手のあり方について

政策対象者たる担い手は、「プロ農家」に限定せず、意欲を持つ農業者及び地域で「育成すべき担い手」として推薦される者等を対象とすること。

集落営農は、地域の条件に見合った多様な農業の展開を可能とするものとして位置付けること。

3、新たな経営安定対策について

新たな経営安定対策は、農産物価格の構造的な低落をカバーし、耕作意欲をもてるよう本格的な所得補填策とすること。

4、農地制度のあり方

土地・農地等土地利用規制の体系を整備し、農地を農地として利活用できる法・制度を早急に確立すること。

構造改革特区でのリース方式による株式会社の農地取得・農業参入について、拙速な全国展開を行わないこと。

5、農業環境・資源保全政策の確立

担い手以外の農家、非農家、地域住民などを含めた農業資源保全の「共同」の取り組みに対する支援策を、経営所得安定対策とセットで導入すること。

有機農業など環境保全型農業の推進を支援する政策を講ずること。

現行の中山間地直接支払制度は、拡大・充実して継続実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年11月25日。

御宿町議会。

衆議院議長、河野洋平、参議院議長、扇 千景、内閣総理大臣、小泉純一郎、農林水産大臣、島村宜伸様。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

発議第1号を直ちに採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

陳情第7号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第13、陳情第7号 有害鳥獣被害防止対策に関する施策充実を求める陳情書についてを議題といたします。

お諮りします。

陳情第7号は会議規則第92条第2項により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、式田孝夫君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

（7番 式田孝夫君 登壇）

7番（式田孝夫君） 陳情7。

有害鳥獣被害防止対策に関する施策充実を求める陳情書。

御宿町須賀1522、御宿町農業委員会、会長、吉野秀雄。

紹介議員、式田孝夫。

御宿町議会議長、伊藤博明様。

陳情事項。

有害鳥獣被害防止対策充実のための補助金の導入。

陳情理由。

貴議会におかれましては、日頃より農業行政への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申

上げます。

近年御宿町の中山間地域を中心にイノシシによる農作物等への被害が増加しておりこれらの原因による耕作放棄地の農地も見受けられ、農業者の生産意欲の減退を招くとともに、農業生産の大きな阻害要因ともなっています。

このような現状の中、有害鳥獣被害を防ぐ対策として現在ワナを設置していますが、地域の被害を十分に防止するに至っておらず被害を防ぐためには耕作地に防護施設の設置・普及を図り、農作物等への被害発生を防止することが必要と思われます。

農業振興の上にも、農家の救済を実施し、耕作放棄地の防止・農業生産の拡大を図るためにも効果的な防護施設を設置するための補助金の導入などによる有害鳥獣被害防止施策のより一層の充実を図ることを御宿町に陳情します。

よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

本陳情に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

本陳情は直ちに採決することにいたします。

陳情第7号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、陳情第7号は採択することに決しました。

日程の追加について

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。

ただいま提出者、式田孝夫君、賛成者、松崎啓二君、中村俊六郎君、新井 明君から、発議第2号 有害鳥獣被害防止対策に関する施策充実を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第2号の上程、説明、採決

議長（伊藤博明君） 発議第2号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

議長（伊藤博明君） 式田孝夫君、登壇の上、趣旨を説明願います。

（7番 式田孝夫君 登壇）

7番（式田孝夫君） 発議第2号。

御宿町議会議長、伊藤博明様。

提出者、御宿町議会議員、式田孝夫。

賛成者、御宿町議会議員、松崎啓二、中村俊六郎、新井 明。

有害鳥獣被害防止対策に関する施策充実を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

有害鳥獣被害防止対策に関する施策充実を求める意見書。

近年御宿町の中山間地域を中心にイノシシによる農作物等への被害が増加しておりこれらの原因による耕作放棄地の農地も見受けられ、農業者の生産意欲の減退を招くとともに、農業生産の大きな阻害要因ともなっています。

このような現状の中、有害鳥獣被害を防ぐ対策として現在わなを設置していますが、地域の被害を十分に防止するに至っておらず被害を防ぐためには耕作地に防護施設の設置・普及を図り、農作物等への被害発生を防止することが必要と思われます。

農業振興の上にも、農家の救済を実施し、耕作放棄地の防止・農業生産の拡大を図るためにも効果的な防護施設を設置するための補助金の導入などによる有害鳥獣被害防止施策のより一層の充実を図ることを強く求める。

よって、御宿町議会として、有害鳥獣被害防止対策に関する施策充実を求める意見書を提出する。

平成16年11月25日。

御宿町議会。

御宿町長、井上七郎様。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

発議第2号を直ちに採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

一般質問

議長（伊藤博明君） 日程第14、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡素にお願いいたします。

なお、質問については会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問については3回を超えることができないことになっておりますのでご注意ください。

順次発言を許します。

貝塚嘉軼君

議長（伊藤博明君） 通告順により、13番、貝塚嘉軼君、登壇の上ご質問願います。

（13番 貝塚嘉軼君 登壇）

13番（貝塚嘉軼君） ただいま議長のお許しを得ましたので、これから一般質問をさせていただきます。

私は、既に通告してあるとおり、平成17年度予算編成についてということでお伺いするわけでございますけれども、9月議会において関連の中で、瀧口議員が来年度の予算編成はどのような主題で行うのかというご質問をなさっておりまして、既に概略の答弁もされております。一般財源の枠の中で配分を行う方式をとりながら、事業評価による見直し、あるいは統廃合など行政改革を行う一方で、住民サービスに要する経費を計上し、国・県の動きを注視し、早い時期から予算編成に取り組みますという答弁をなさっております。

よって、早い時期からということでありますので、この議会にはある程度の概要というものを、どこにポイントを置いて臨むかということも既に模索されておると思いまして、私はそれについて、再度17年度予算編成についての重要ポイントということでお聞きするわけでございます。

今年の夏は気候がよく、私どもの観光産業を営む者にとっては、昨年と違って多少の先の見えた営業をさせていただきましたけれども、まだまだ町が活気づき潤う、そういうような状況ではなかったというふうに判断しております。そういう中で、非常に来年度予算については投資的経費をどのくらいだとか、経常経費をどうするんだということについては、本当に担当の課長さんたちにとっては頭の痛い予算になるんだろうというふうには思っております。

そういう中で、二、三お聞きするわけでございますけれども、まず概略的に17年度予算の規模はどうするんだと。どのくらいなんだと。また、その各課に配分する方式としては、昨年度はゼロベースからの今までと違った組み立て予算を編成するというお答えをしておりましたけれども、最終的にはやはり枠配分に基づき作成されたと。今年度予算ですね。ですから、そういうことを踏まえた中で、17年度予算についてはかなり大変になるのではないかというふうに思っております。そういう中で、まず17年度予算の規模についてをお聞かせ願います。よろしくをお願いします。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 17年度の総予算額は約36億円を見込んでいます。歳入では町税が25%、主なもので地方交付税は約18%見ておまして、一般財源の割合は約57%で20億4,000万円を見込んでいます。

13番（貝塚嘉軼君） 36億予算を見ているということで、そういう中で歳入予算、この規模、これについてはどういう歳入規模を見込んでいるかお聞かせ願います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 一般財源としての歳入規模ですけれども、町税が約9億円、交付金等が1億8,000万円、地方交付税が6億6,000万円、町債として7億円を見込んでおります。

以上です。

13番（貝塚嘉軼君） 当然、歳入予算がそのようであれば歳出予算もあれするわけでございますので、歳出予算、それについてはちょっと教えていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 平成17年度の予算編成の重要なポイントということになるかと思いますけれども、重点施策としては御宿中学校の改築事業となります。その他、継続事業の取り組みは進めますが、中学校事業は大規模事業でありますので、目的基金等からの財源補てんはするものの、財源を重点配分して実施する最重点事業となっております。

各性質別の歳出の規模についてはちょっと細かくなりますけれども、総額として、枠配分として21億円の枠配分としております、17年度は、16年度は23億5,000万円の枠配分が今年度は21億円という内容で配分しております。

13番（貝塚嘉軼君） そうしますと、大分これで2億6,000万円ぐらいの16年度との歳出

予算が削られているということになって、歳入歳出のパーセンテージ的にいけば、結構なものというような形の予算になるのかなというふうには思うんですけども、その中においてもやはり第3次行政改革の実施年度に当たるという中で、この財政の健全化というものはどうしても行っていかなければならない。それについて取り組んでいかなければならないというふうには私は見ているわけです。

ここの1、2、3の中に、順不同になりますけれども財政の健全化と行政改革への取り組みということで、これは予算と予算を決めるに当たって並行した取り組みの中でいかななくてはならないんだらうというふうに思っております。ですから、その重要ポイントをお聞きする形の中で一つこのことについてのお考え、もしくは取り組む行政改革の最たるものをお考えであれば教えていただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 財政の健全化で、行政改革では健全で効率的な財政運営の確立を掲げているところではあります。財政運営の健全化を図るため、経常的な経費の抑制を図ることはもとより、投資事業についてもコスト縮減に取り組むとともに、事務事業の見直しによる歳出抑制効果を最大限に引き出すよう努めてまいりたいと思います。

自主財源の確保のため、町税等の徴収率の向上に努めるとともに、受益者負担の公平性の観点から使用料及び手数料の見直しなどを行います。また、町有財産の適正な運用により、財源確保に努めたいと考えております。

13番（貝塚嘉軼君） 見直しという形の中で、やはり一般住民にできるだけ負担をかけずに、それでいて負担をしていただくと。非常に難しいことだと思いますけれども、ぜひ御宿町のこの厳しい中において、17年度を運営するに当たっては避けて通れない一つの道だろうというふうに思っております。ぜひその辺のところを頑張っていただきたいと思います。

一つ私が気がついているのは、各関係課において県や国の振興対策補助金、そういうものがあると思うんですね。ですから、そういう補助金の事業、そういうものを引き出して予算に組み込んでいくと。そういう意欲的な考えがちょっと予算の中に盛り込まれているのかな、どうかなという考えがあって、ここに一つとして観光産業の新たな活性化対策ということで、今観光課長に私のそういう今申し上げたような考えの中の一つとして、御宿町の産業の柱の1つである観光産業についてお聞きしたいと思います。課長、ひとつそういう制度を活用して、来年度予算の中にこういうものを取り組んでいきますというようなものがあればひとつお答えいただきたいなと、そのように思っております。お願いします。

議長（伊藤博明君） 米本商工観光課長。

商工観光課長（米本清司君） 商工観光課の予算編成については、厳しい財政状況下にあると認識しています。総体的に既存事業の再検討をし、経常経費の削減に努めなければならないと考えております。

千葉県でも夏の観光の主役を担ってきた海水浴客の減少、あるいは少子高齢化による定住人口の大きく減少する地域での活力の低下などが懸念されているところでございます。観光産業を視野の広い産業と位置づけまして、体験型観光や個人グループ旅行への質的転換への取り組み、あるいは交流人口の増加に伴う経済波及効果を期待した民間団体、行政が一体となり観光振興に取り組んでいくために本年10月に観光立県千葉推進ビジョンが策定されました。

また、平成16年度から18年度の3カ年をかけまして、JRと共同で全国的な千葉県キャンペーンも企画されております。

夷隅地域でも、県民センター夷隅事務所が主体となりまして、国土交通省の補助金を活用した半島いきいきネットワーク形成促進事業に取り組んでいます。これは観光を核とした地域活性化方策の実践的調査研究を行うもので、農林水産業を含む地域資源を活用した誘客プランの作成、試行及び持続的な広域連携体制の構築を目指した事業として、平成15年度から16年度にかけて夷隅地域を広域的に連携し、地域の特色を取り入れたプランを作成しまして、新しい分野の誘客を試みるものとして、体験型モニターツアー、特に小中学生を主体とした修学旅行プランを実施しております。御宿町も地引き網、アジの開き体験、漁船遊覧等を実施いたしました。今後、広域圏の一翼を担うものとしまして、当町もこのツアーでの体験を参考にぜひ漁業者や宿泊業の連携を深めまして、新しい分野での誘客にも力を入れたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

13番（貝塚嘉軼君） ただいまそういう県・国の取り組みについて、広域にわたって御宿町も連携をして取り組んでいるというようなお話ですけれども、それについて17年度の予算請求はどのぐらい、全体的に観光の予算として事務経費を除いて投資的な予算、どのぐらいを要求しようとしているんですか。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

商工観光課長（米本清司君） 現在、作業に入っている段階でございまして、細かいことは現段階では言えないんですが、例年に比べまして全体的に非常に厳しい状況だということは認識しております。

13番（貝塚嘉軼君） ぜひ企画課長とけんけんがくがくの討論をして、できるだけ御宿町

の活性化のために予算をとっていただきたいなというふうに思う一人でございます。

続いて、保健・医療・福祉の新たな施策の構築ということで、これはやはり今高齢化が進んで、少子化も進んでいるという中で、どうしたらこの分野における支出を抑え、そしてよりよい高いサービスができるかということで、非常に難しいと思うんです。私も正直言って、どうことをしたらそういうことがやられるんだろうということについては、とても難しく考えがつかないという中で、住民が心配することは、自分が健康を害したときに行政がどのくらい見てくれるんだろうか。あるいは、ひとり暮らしで入院をせざるを得なくなったというようなときに、安心して治療が受けられるんだろうかというような、そういう心配等も多く、お年寄りに聞くと話されております。

そういう中で、国や県の、あるいは町の法律で決められた範囲の中でのサービスというものしかできないということもあろうかと思えます。しかし、いつもと同じですよというようなものではなくて、何か1つか2つ先を向いた、住民に安心してもらうようなお考えを持って予算編成に臨むというお考えがあるとしたら教えていただきたいと思えます。それぞれこれ、住民課長と福祉課長に分かれるでしょうけれども、お答えをお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） それでは私の方から、国民健康保険事業についてご説明いたします。

国民健康保険につきましては、高齢化や長引く経済不況、景気低迷による低所得者の加入割合の増加と、それに伴う税収の減少や医療技術の高度化等による医療費の増加が進みまして、大変深刻な状況に置かれておるところでございます。そのために、平成16年度において国民健康保険税条例の一部改正をお願いし、税率及び課税限度額の引き上げを行ったところでございますが、基準となる所得や資産評価が低迷しているため、税収が思うように上がらないというのが現状でございます。

平成17年度の予算編成につきましては、限られた収入で、伸び続ける医療費のほか老人保健拠出金、介護保険給付金、介護納付金等、決められた支出もしなければなりませんので、大変厳しい財政運営を強いられることになろうかと思っております。

このような背景の中で、医療費の抑制が大きな課題の一つとなりますので、保健部門や生涯学習部門との連携を図り、健康づくり、体力づくりに重点を置きまして取り組んでいきたいと考えております。

また、広報紙等を利用して多受診の抑制や住民の健康意識の高揚を図り、医療費の適正

化についてなお一層努めたいと考えております。このように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 保健福祉課の予算編成に当たりましては、福祉事業として高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉事業を、また保健事業といたしまして老人保健事業、予防接種事業、母子保健事業について、これまでさまざまな事業を実施しております。その大半が国・県の助成制度で実施をしておるところであります。

17年度の予算編成に当たりましては、国・県の補助金制度の動向を確認しながら予算編成に入っております。また、町単独事業につきましても厳しい財政状況ではありますが、できる限り現行制度の存続をさせていくことを念頭に編成作業に入っております。しかし、財源不足は明らかですので、投資効果などの観点から事業見直しを行うとともに、新たな財源として各種行政サービスに伴う受益者負担についても検討しなければならない状況でございます。

新規事業といたしましては、児童福祉対策として子育て支援対策の行動計画を本年度策定中ですが、新施策を盛り込むための作業を現在進めております。

また、ご質問にございましたように、病気になったときの対応についてどうするんだということでもありますけれども、心配事相談を毎月2回開催しておりますし、また健康相談なども定期的に開催しております。これにつきましても、広報紙を利用しまして事業の実施について周知を図ってまいりたいと考えております。よろしく願いをいたします。

13番（貝塚嘉軼君） 今お聞きした項目については、やはりだれしもが健康で豊かに生活を送れると。この地に育ち、この地に生活をしてよかったという思いをしていただく、これが私は最高のサービスではないかというふうに思います。ぜひ厳しい予算の中でできるだけ努力をしていただいて、住民が安心して暮らせるまちづくりをお願いしたいなと思います。

最後に一つ私の考えたことを申し述べて、質問を終わらせていただきたいと思います。

先ほども言いましたけれども、国・県の確かに補助事業があるとはいえ、100%ただでいただけるものというのはありません。やはりそれを活用することによって出費があるということも十分承知しておりますけれども、より高い補助事業を各それぞれの課長の皆さん、県やあるいはそういう出先機関に出向いて、そういうものがあればぜひこの地に取り入れて、何とか自己負担の少ない、そういう制度で住民の皆様にサービスをするということを心がけていただきたいと思います。

17年度予算、総括的に重要ポイントとしても今これから始めるところであるし、するんで、なかなか大変だろうと思いますけれども、私の質問の足りないところは後の方にお任せして、私のご質問はこれで終わります。ありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

これより3時25分まで休憩いたします。

（午後 3時10分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時27分）

浅野玄航君

議長（伊藤博明君） 通告順により一般質問を行います。12番、浅野玄航君、登壇の上ご質問願います。

（12番 浅野玄航君 登壇）

12番（浅野玄航君） 12番、浅野です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、夏から秋にかけての西日本を中心にしたたび重なる台風の襲来、また過日の中越大地震とまれに見る自然災害で、たくさんの方々が被害に遭われました。残念ながら、当町でもお1人の犠牲者が出たわけでございますけれども、皆様方に対して心からのお見舞いとお悔やみを申し上げさせていただきます。

御宿町におきましては、幸いなことと申し上げてよろしいのではなからうかと思いますが、その被害を最小限にとどめることができたのではなからうかと、そのように感じております。消防団を初め、防災関係の方々の果敢な活動、こういうものに対しまして敬意を表しますとともに深く感謝を申し上げます。

私は、安心と安全のまちづくりというテーマで議会活動を続けさせていただいております。前回6月の定例会におきましても、町の防災体制につきまして疑問を投げかけるとともに、改善点を述べさせていただきました。そこで、今回の台風襲来時における町としての備えから実際の活動に至る対応について、これについてご説明をいただき、さらに事後の反省と考察、そういうものから、今後への課題として残されたものがあればお示しいただきたいと思っております。

ただ、町長のあいさつ、先ほどの質疑の中でも、石井議員からの質問の中でかなりの部分ご

説明いただきましたので、重複を避けて手短かにひとつこの点についてはお願いしたいと思
います。

また過日、新潟で発生し、現在も余震が続いております大震災。本当に我が国全体を恐怖と
不安に陥れていると言っても過言ではないと、そのように思います。私たちが住む地域もきよ
う、あすにも大災害に見舞われる可能性が皆無とは何人にも言い切れません。

11月16日の朝日新聞、政府の地震調査委員会の試算では、今後30年間で茨城県南部以南の、
南関東でマグニチュード6.7から7.2以上の地震が発生する確率は70%、このように報告されて
おります。さらに、30年後の千葉県民の高齢化率は30.4%、このように報じております。その
上で、このようなお年寄りをだれが助けるのかという問題提起もなされております。

また、私たちが暮らす地域、まさに大地震の標的に当たる地域だろうと思えますし、御宿町
の高齢化率は現時点で既に30%を大きく上回っております。

ちょうどこれ、けさの朝日新聞でございます。災害弱者所在把握は2割という報道がなされ
ております。ちょっと読ませていただきますけれども、津波のおそれのある沿岸にありながら、
津波発生時に避難すべき地域を指定していない市町村が7割。高齢者ら災害時に援護が必要な
人がどこにいるのかを把握していたのは620市区町村、わずか24%。避難誘導體制を事前に考
えている市区町村は9.4%。こうした情報は個人情報であるため、防災部局での活用をためら
う市町村もたくさんあるようだと。ところが、今年の風水害で死亡、行方不明になった200人
以上のうち過半数が60歳以上のお年寄り、しかも自宅内での死亡と、こういうまとめができた
という報道がございます。

また、11月11日付の報道では、非常災害のための食料を備蓄しておらない自治体が、これ千
葉県内です、7町あると。当然のことながら、その7町の中に御宿は入っておりませんことを、
これは皆さんご承知であろうと思えます。

さて、備えあれば憂いなしとも申します。ここで町民の皆様にも少しでもご安心いただくため、
また安心、安全のまちづくりを標榜する井上町政、これまでの検証をする意味からも、非常災
害に備える食料等の備蓄の実態、避難援助を必要とする弱者、お年寄りですとか、身体に障害
を抱える方々、これの把握の状態、実際の援助体制、こういうものがどのように計画、準備さ
れているのかまず伺いたいと思えます。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは私の方から、今年度には例年になく台風が多発しており
ます。そういった中で、当町を襲った台風22、23号で被害を受けておるわけでございます。先

ほど町長の方から、被害状況等についてはご報告がございました。

そういう中で事前の備えということでございますが、備えにつきましては、町といたしましては土のうづくりとか、また高波対策による浜駐車場の波返しの設置、またそして庁舎1階に災害対策につく執務場所ですが、その設置等の準備を行い、また職員につきましては連絡がとれる自宅待機ということで命じておるわけでございます。そうした中で防災体制、また活動状況ということで、22号での大雨洪水警報が発令されました直後に、町では第2配備体制をとりまして順次体制を強化し、午前6時に災害対策本部を設置しまして町防災計画にのっとり全職員、全分団で対応をしたところでございます。

活動状況といたしましては、先ほどの避難所の開設により職員の配置、また避難所への誘導等の活動を行うほか、被害状況の把握、そして応急措置も行ったところでございます。消防団につきましては、行方不明者の搜索、また町内家庭等の浸水を防ぐための土のうの設置、国道の崩落による通行どめに伴う交通整理の対応、また各地の被害状況の確認などを行って、また自主防災組織につきましても、避難所の対応などを行っていただいたところでございます。

今後の課題ということですが、今後台風22号のような1時間60ミリ以上の集中豪雨が起きた場合、道路の冠水などにより住宅が孤立してしまうという地域がございます。このような地域や、地滑り等の発生するおそれのある箇所のある箇所の把握を行うとともに、排水設備の整備、また必要な箇所につきましては、河川、道路の改修等をあわせて整備する必要があると考えております。

また、台風などの発生箇所等の予想が可能な災害の場合、的確な時期に避難勧告等を発令する必要があります。そのために河川の危険水位や、また時間的な雨量と被害の発生状況の関連性などについても調査、検討する必要があるかというふうに考えております。

また、今回の台風では特に問題はありませんでしたけれども、新潟の中越地震などの大災害が発生した場合、情報の確保、伝達が非常に重要なことになってまいります。現在、住民への情報の伝達は防災無線で行っておりますが、対策本部と交信ができるのは各分団だけでございます。有事の際に電話等の通信網が使用できなくなった場合、被害状況の確認、また避難所等の連絡など、初動活動に支障を来すということが想定されます。このようなことから、今後各自主防災組織へ災害対策本部と相互に交信できる移動系の無線を配備するというようなことの検討、また行政、消防団、自主防災組織との関連機関との防災に対しての話し合う機会を増やしまして、連携を深めまして協力体制づくりに努めていきたいと、このように考えております。

次に、防災備蓄品につきましては、災害発生時に緊急災害物資が届くまでのおよそ2日間を

賄うというようなことで、食料品につきましては賞味期限を考慮いたしまして、期限の長いものを中心に購入しております。現在、乾パン、カップめんを合わせまして約2,000食、飲料水が2リットルのもので1,440本、そして圧縮の毛布が約390枚、マットレス120枚、保温シート約50枚を備蓄しております。また、このほかに各自主防災組織にも10枚程度の圧縮毛布も配備しております。また、物資の供給に関する協定に基づきまして食料品、また生活必需品を町内業者から調達するということの契約、そして町内での調達が不可能な場合は、当然町外、また県・国についての機関への応援体制をとるということになっております。

また、地震発生時に避難援助を必要とする町民の把握状況ということですが、救助体制等について、地震や台風などの被害時には、自力で避難ができない障害者や高齢者、防災とそれにつきましの把握をするために防災登録制度を実施しております。この名簿には16年10月現在で232名の登録がされておりますが、定期的な登録を行っており、12月のお知らせ版においても登録について周知をするということと考えております。

また、風水害のような予防策が講じられる災害につきましては、この名簿を活用いたしまして基本的に福祉担当から被害状況、また避難の意思確認等を行うこととしております。しかし、新潟県中越地震のように直下型の地震やそれに伴う津波等につきましては、瞬時に起き予想がつかない災害であることから、いかに避難していただくかが課題となります。町といたしましても、災害対策本部を設置しまして、消防団、そして消防署、自衛隊、警察など関係機関と連携しまして救助活動を行うこととなりますけれども、被害後の対応になってしまうことが予想されます。

阪神・淡路大震災では、救出された人の約95%が自力や家族、そして近所の方たちによるもので、新潟県中越地震でも、近くに住むお年寄りを背負って助け出すというような場面が見受けられました。一刻の猶予もない地震の災害の場合、やはり日ごろから災害に備えまして、家族、近所、地域住民の一人一人の防災意識の高揚と、地域の現状に最も詳しい自主防災会などの協力が重要であると考えます。このようなことから、町といたしましても自主防災組織の育成に努めるとともに、ハザードマップ等の全戸配布や身体障害者福祉会で防災の勉強会などを開催するなど、災害弱者と呼ばれている方々の個人単位での防災意識の高揚についても諮るといって努力をしてみたいと、このように考えております。

12番（浅野玄航君） ありがとうございます。

災害発生時につきましては、どうぞ反省と課題、今総務課長ご説明いただきましたけれども、これを十分生かして体制を整えていただきたい。そのように思います。

幾つかあるんですけども、省略させていただきます。先ほどの説明の中で、福祉協議会を通じてでしょうか、募金活動としてその成果が報告されました。また、僭越ながら私たちも微力ではありますが募金に協力させていただきました。このような町としての支援活動ですとか、こればかりは本当にあすは我が身になったときには逆に身にしみて感じるのだと思いますけれども、どうも町民の皆様方には何をやっているんだという声が、やっているんですけどもそれが伝わっていかないというところがかかなりあるのではなからうかなと思います。

それと恥ずかしい話ですけども、ただいま防災協力制度という、本当に恥ずかしい、初めて聞いた言葉が出てきたんですけども、こういうものがあったということを私は知らなかったんですけども、こういうものの周知徹底を含めまして、ぜひ広報して活用していただきたいと。皆さんに知っていただきたいと。そういう運動と申しますか、働きかけが必要ではなからうかなと。この辺は町民の皆さんに知っていただく、支援の様子を知っていただく、あるいはこのような制度がありますよということを知っていただく。もう次の広報にでもこれ載せていただきたいと、そのように思いますので、これは要望させていただきます。次の方向を見させていただきます。

次に、17年度の財政について通告しておりましたが、先ほど貝塚議員の質問の中で、かなりの部分が私が意図していたものもございました。私の質問を絞らせていただきますけれども、枠配分方式でやっていく。来年度も大変厳しい財政なんだなということはもう身にしみて感じております。ここ数年間、引き続きでございます。

こうした中で、今まで政策的には、あればいいなは極力排すると。そして住民生活になくはならない事業に力を注ぐ。来年度から始まる、まさに中学校建設などがこれに当たるんだと思います。さらに、これまで需用費を中心にした経常経費の削減には、もう全庁を挙げて努力されてきた姿が予算の中からはっきりと見受けられます。

このような中で、私はこの需用費などの削減については、ある程度限界に近づいてきているのではなからうかなというような気がしてなりません。先ほどの財政課長の説明ですと、これはますます進めていくんだというような趣旨が問われましたけれども、かなり今までやってきたのではないかなという気がします。残念ながら、今後短期間で我が国、地域の経済が飛躍的に好転するとはとても思えません。また、国の行財政改革の進行が御宿町財政に与える影響は、これはマイナス効果の方が多いのではなからうかと。これは皆さん承知のことだと思います。

そこで現在、御宿町は基本計画、実施計画、これらを策定して、計画的にまちづくりを進めようとしております。これらの実現性を含めまして、財政面から見た御宿町の将来像、来年ということではなくて、その2年後、3年後を見つめた将来像をどのように見ておられるのかな。この辺についてできれば町長のお考え、見通しをお聞かせいただければと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 基本計画等のその計画に対してどう考えるかということですが、御宿町は計画的にまちづくりを進めようとしておりますが、実践を含めどのように見ているかという質問ですけれども、三位一体の改革が18年度までに示されますが、国の補助金が大幅に縮減され、実施計画も大きく見直しをしなければなりません。国庫補助事業の洗い出しを行い、国の施策がどう変わってくるのかを見きわめ事業選択する必要があると思います。従来では、補助事業があるからといって積極的に取り組んできたが、これからはこの補助金相当分が一般財源化することになるかと思えます。地域に合った事業を興し、説明責任のできる行政運営をし、継続事業はもとより生活関連事業を最優先課題として取り組む考えであります。

12番（浅野玄航君） ますます厳しくなると、そのようなご説明と受け取ってよろしいんだろうと思います。生活関連政策、これはもう重点的に取り組むということで理解いたします。

さて、多少これにも関係しますけれども、ここまで数年間いろいろな形で出てきました市町村合併問題、これについてちょっと触れさせていただきます。

現行の合併特例法、期限切れまでもうあとわずか数カ月と。ご承知のように、たくさんの地域で合併の協議がとんざあるいは破綻しております。もう私たちも夷隅郡、勝浦市、1市5町、あるいは5町の協議、これが白紙に戻った状態であります。その後、新たな合併を模索しようとするような動きがうわさされておりました。現在どのような状況になっているのか、これ一言で結構ですのでお願いします。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 昨年の10月に1市5町、また今年の7月に5町の合併協議が解散をしております。その中で、今夷隅町と大原町が協議をしているように伺っておりますけれども、岬町と御宿町の考えは全く同じでありまして、小さい合併は無理ではないか。無理というよりも、しない方がいいのではないかと、そういうような現状でございます。

12番（浅野玄航君） 井上町長、ある質問の中でちらっと私は見たんですけども、自治体は自己完結できなければならない、こういう趣旨のお考えを示しております。さらに、

今後の平成17年4月以降ですけれども、5年間の新合併特例法期間中に、合併を視野に入れた協議にじっくりと取り組むべきだと、このように述べております。私も過去の反省から、合併問題は住民の皆様のご理解のもとに、互いに小異と利害を捨てて協議し、煮詰め上げていくべきだと、そのように感じております。

そこで町長のお考えの自己完結できる自治体とはどのような自治体なのか、この辺ひとつご教示願うと同時に、財政見通しも非常に厳しい状況だということも勘案した場合、当然相手自治体の事情もありますけれども、5年後の合併を目安にしていこう、あるいは、いや、そうではなくて、整えばできるだけ早い時期での合併を目指す、そうして合併するのか、その辺のお考えも含めてお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 1市5町による夷隅郡市合併協議会が今年の12月、また今年7月には5町による合併協議会が解散をしております。この2度の解散を慎重に受けとめ、当面は合併協議の反省を踏まえ、それぞれの町が原点に立ち返り地域をしっかりと見つめ直し、単独のまちづくりを推進しなければならないのではないか、そのように考えております。

政府は17日、補助率カットを軸とする三位一体改革の基本方針を固めたと見解を示しておりますが、いまだに流動的だと考えています。しかしながら、国・地方との財政状況が悪化する中、介護保険制度を初め少子高齢化問題等、懸案事項が山積する中、市町村は地方分権の受け皿として体制を整えていかなければならない現状だろうと思います。今後、自治体を取り巻く財政状況はさらに厳しい事態を迎えることが予想されます。

このような状況において、合併とは自治体の経費削減と行政サービスの維持向上など、行財政基盤強化のための有力な手段の一つであるとも考えます。その合併の是非は、地域住民が自主的に決めるものであり、そのためには将来を見据えた客観的な判断材料を十分に検討する必要があると思っております。歴史や文化、地域性が異なる市町村が一つになることは容易でないこと、また総論賛成、各論反対は合併協議においては避けられないことであり、それらを十分念頭に置いた上で、将来のためには小異を捨てて大同につくことが今まさに求められていることであり、合併はゴールではなく、創意工夫と意欲で新たな我が町を築くスタートだと考えております。

合併ですべてが解決、改善するとは毛頭考えておりませんが、目先の損得やメンツにこだわることなく、大局的な判断を誤りかねないと考えるのであります。今後、職員とともに知恵を絞り、住民、議会と一丸となって邁進することが私に与えられた合併の任務ではないか、その

ように考えております。

12番（浅野玄航君） ちょっと私の質問の仕方が悪いのかどうか分かりませんが、趣旨と違う合併論についてのお話をいただいたわけですが、こういう時期ですから余り細かいところまで突き詰めて伺うことはいたしません。

ただ、私が見せていただいたある質問のお答えの中の趣旨でいくと、井上町長さん、今後合併を視野に入れて取り組む、自己完結できる自治体を目標とすれば1市5町がベストであると。5町がベターであると。それ以外は考えにくいと、このようなお考えを示しておられたような記憶をしておるんですけれども、今のご答弁からすると、ちょっと方向づけが変わってきているのかなという気がいたしますけれども、私準備してまいった都合もありますので、私の趣旨で質問させていただきましても、もし町長さんがおっしゃるような、私が今理解したような形が、将来の町民の幸せのために、要するに合併を視野に入れて取り組まなければいけないよ、1市5町がベストだよ、5町がベターだよ、それ以外は考えにくいよというのだとすれば、行政の責任者としてベストの組み合わせと思われる他の市町に強く働きかけて意見交換、あるいは協議の場、こういうものを立ち上げていく能動的な努力をするのが責任者の務めではなからうかなと、そのように思います。

どうも今までこの2年間の合併問題については、どちらかというに住民主体ということ、住民を大事にするという意味も含めて、手続論も含めまして受動的な面がかなり強かったのではなからうかなと思います。いかがでしょうか。町長さんの1市5町がベスト、5町がベターと、そういうようなお考えを本当に強くお持ちであるのならば、これまでの合併協議破綻に至る経緯から、あるいはまた1市5町における御宿町の地理的な意味からも考えまして、御宿町長が声を上げて真摯な気持ちで大同団結を訴える、こういう行動をとるべきではなからうかと、そのように思う次第でございます。

どういってお答えがいただけるかはわかりませんが、再度の質問はいたしませんのでお考えをお聞かせいただきたいと、そのように思います。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 私にとりまして、この合併協議は積極的に進めてきたつもりであります。全国で初の住民投票もさせていただきました。そのことも踏まえまして、1市5町がベストであるという考えは今でも変わっておりません。勝浦市が抜けた、解散をしたときも、早速もう一度考え直していただけないかと、そういうような提案も5町の方にもしております。これからもその気持ちには変わりはありません。

しかし、合併には相手があることですから、必ずしもそういくとは限らないことも考えられますので、私としては今議員が言っているように1市5町で一生懸命努力をするという考え、また決意であるということをお場で述べさせていただきます。

12番（浅野玄航君） ありがとうございます。

足りない部分は、他の議員さんもまた通告してあるようでございますので、そちらにお任せしたいと思います。これでとめさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

石 井 芳 清 君

議長（伊藤博明君） 続きまして、通告順により、1番、石井芳清君、登壇の上質問願います。

（1番 石井芳清君 登壇）

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきますと思います。

まず、今年は台風、地震など、大変大きな災害が日本を襲いました。不幸にして被災された方々に対しましてお見舞いを申し上げますとともに、一日でも早い復興を願うものであります。

さて、きょうは防災まちづくりといたしまして、今登壇ありました浅野議員と重複するところがありますので、細かい部分について幾つか申し上げさせていただきますというふうに思います。

1つは、先ほど総務課長が答弁されておりましたけれども、地域防災計画という、こうした冊子がございますが、これはかつて阪神大震災が起こった、そうした教訓を踏まえて、町でもさまざまな意見を入れながらつくったものであります。まずこれについて簡単に、こうした今年の事態を踏まえまして、先ほど幾つかおっしゃられておりましたけれども、基本的に見直しをしていくのか、それともここにまだこの計画まで統一していない不十分なのかどうか、これについてのまず見解をお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、町の防災計画についてでございますが、昭和50年に災害対策基本法の立法趣旨や、千葉県地域防災計画の性格を反映させて立案、作成したものでございます。現在の防災計画は、阪神・淡路大震災後のライフラインへの依存度の高まりや、高齢者社会の進展など現代社会の大災害に対応するため、事前対策や防災対策の計画的な推進、

また組織的な災害への取り組みを盛り込んで修正してきたところでございます。しかしながら、近年情報化社会の進展に伴いまして、ライフラインへの依存度はさらに高まっております。また、高齢者のひとり暮らしは年々増えているのが実情でございます。

そういう中で10月の新潟の中越地震、また本年各県を襲いました大きな災害をもたらした台風では、災害弱者といわれる方々への災害対策の重要性がクローズアップされているところでございます。今後、今年の大災害の具体的な被害状況、また影響、そして災害復旧活動などを国がとりまとめ、その結果新たな防災計画の指針等が示されることになろうかと思えます。現にきょうの新聞、これにも避難指示勧告において、市町村がその雨量などの客観的な数値を把握、示してあるのは7%というようなことで、これも総務省のガイドラインを早急に骨子をまとめるというような記事もございます。

こうした中で、阪神・淡路大震災後、その教訓を生かすために全国的に地域防災計画の見直しを行いました。同様にそうした国の指針に沿いまして具体的な災害状況、また避難対策を参考に県の防災計画とも整合性をとりながら、町の防災計画においての修正も今後考えていかなければならないと、このように考えております。

1番（石井芳清君） 総論な話ですが、見直しをしていくということであるわけですね。わかりました。

その中で幾つかご提案申し上げたいんですが、1つは今回のいろいろな災害を見まして、超法規的措置というのが大分見られたと思います。やはり迅速、的確に、手続があるから例えば1日とか2日かかるんだよということではなくて、その場で対応できるということが非常に大事なかなというふうに思います。

それからもう一つは、確かに御宿町の災害については地震、それから津波、この2点が大変大きな問題だと思っておりますけれども、ではそれに対してどういう、例えばハードウェアとしてできるのかと申しますと、これはかなりの多額の費用と時間がかかるわけでありまして、そうした中において災害の復興ですね。ここの支援をどうしていくのかということが、大変大事ではないかなというふうに思うんです。確かに国・県なども法令や条例、運用マニュアル等あるわけでありまして、町としてもそれを超えた中で町長の判断の中で運用できる、そうしたものをつくっていくべきではないかというふうに思うんです。

1つは、例えば水害等についてでありますけれども、こうした地域、都市計画での位置づけもありますが、修繕だとか、改築、移転、それから被災された場合についてのかさ上げですね。1メートル程度かさ上げすれば、御宿町はかなり水害に対しては効果があるのではないかと

うふうに思うわけでありますが、例えばそういう災害をこうむったときに、それに対する率は執行の方で考えていただければいいかと思うんですけれども、例えば1割、2割、3割とか、そういう形で町単独の補助をしていきながら、そういうような災害に強いまちづくりへの誘導を図るということも考えられるのではないかなというふうに思います。ですからそうしたものについても、今後検討が必要ではないかというふうに思います。

もう一つは、先ほど何回かも言われておりますが、地域の防災力を高めることが今回は非常に大事だろうと思います。幾つか出されておりますが、1つは先ほども答弁がありました、防災についての疑似体験、これが必要ではないかなというふうに思うんですね。それで、例えば県内においては千葉市でしょうか。防災センターなどもあります。ここも恒常的にそうした訓練だとか、学習、そうした体験コーナーなどもあるようでございます。地域防災組織などとも連携しながら、そうしたところでの研修、これも恒常的にやれるのではないかなというふうに思います。

それから先ほど防災登録のお話が出てきましたが、私もこれは非常に大事だろうと思います。これについても、今現在はたしか公的機関が持つ情報において防災登録をされているのが実態だろうというふうに思うわけでありますけれども、これも広く募集をするということと、もう一つはそうした情報、これ例えば社協が持っているとか、民生委員が持っている。するとこれは個人情報があるから開示できませんよというのが過去あったと思うんですね。今回、例えば自主防災だとかあるわけでありますから、そうした身近なところにそうした情報がきちんと備えてあって、災害のときにきちんと対応できるということが必要になってくるんだろうと思うんです。

そのためには、先ほど言った情報の問題とかあるわけでありますから、これは例えば自主的に自発的な登録ということであれば、要するに公開を前提とした登録ということであれば問題なからうかと思うんです。ですから、その辺の運用の仕方を今後検討する必要があるというふうに思うんです。それについてはどのように考えるのか。具体的な提案になりますが、これらについての今後について考え方をお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 網島課長。

総務課長（網島 勝君） まず、災害の復興についてという町の支援というようなことだと、それにつきましては、家屋の滅失等によりまして、仮設住宅については災害救助法の適用等の中での考え方になって、地域が設置するというような状況にならうかと思っております。

そしてまた被災者への生活支援、こういった中では支援法に基づきましてやっていくことに

なるわけですが、これにつきましても実際には市町村がやると大変な負担に、大きな資金が必要となるというようなことから、これも千葉県の市町村総合事務組合の中で共同事務として災害の援助費の貸付制度等も行っているようなところでございます。

そうした中で、先ほどのかさ上げ、浸水箇所の地域についてはほとんど把握はしております。そういう地域についての今後かさ上げの補助金というようなことであるかと思いますが、確かにこういった場合には、基本的には浸水箇所については排水整備、また河川改修については行政側が公共事業としてやるのが原則だと思います。そうした中で、個人が取得した土地のかさ上げをするというようなことに補助金が出せるかというようなことは、なかなか難しいところがあるかと思いますが、それは、災害との因果関係、またかさ上げたことによりまして、隣接地が逆に雨水等の流れの中で湖になってしまう。家を建てるにも、20年から30年スパンというようなことで建てかえというようなこともあるかと思いますが、そういったことで、補助制度等についてはその辺のところはなじまないのではないかなというような気もいたします。

それと地域の防災力を高めるために、これは防災についての体験、こういったものも自主防災会等を通じまして、今後残りがあと2カ所の部落がございます。既に全部立ち上がっているところが8カ所でございますので、そういったところの関係との連携を深めることによって、またこういう体験の研修等も実施していきたいと、このように考えます。

防災の登録制度につきましても、そういう情報の提供についてはあくまでも個人情報等の関連もございますから、町の方では、その登録されたものについてはこういった災害にしか使わないというようなことで登録をさせていただいているところでございます。そういう情報をどうというような方法で地域に流すかというようなことも、情報公開との絡みもあるかと思いますが、地域が把握することはこれは当然必要だと思います。また、そういうところを把握することによって、隣近所等の連携、そういったものも防災会の中でのことで連携を図っていただければ幸いですし、その辺のところも検討はさせていただきたいと思います。

1番（石井芳清君） わかりました。

特に防災登録につきましても、例えば隣の家は寝たきりなんだけど若い夫婦がいるから大丈夫だといっても、では昼間いるのか、夜はいるのか現実にはよくわからないということも実態は多々あるかと思いますが。

それからもう一つは、この間防災マップもお配りいただきましたけれども、あの中に防災グッズ、こうしたものを備えましょうというようなことも書かれておりましたけれども、ではど

れほどの町民の方々がそうしたものをきちんと備えているのかというのは、何人かの人ですとまだほとんど備えていないという方もいらっしゃいますし、何かあってもだれか助けに来てくれるよというような方も中にはいらっしゃるというようなお話も聞いております。

ですから、こちらからいろいろな形で広報することも当然大切なことであるし、それは今後ともやっていっていただく必要はあろうというふうに思うんですが、どういう実態なのかという、町民の防災意識の把握というのも一方で大切なことだろうと思うんです。そうした中で御宿町の実態に合った効率的な防災体制をとっていくことが可能になっていくのではないかとこのように考えるんですが、その辺のところについてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） 議員のおっしゃるようにその防災意識の把握、これは当然必要なことだと思います。それと、やはりそれぞれの各家庭が個々にそういう意識を持ってもらうためにも、これも定期的に防災会等を中心に、住民との防災意識の高揚に努めていくということは行政側としても必要なことと考えておりますので、今後定期的な実施に向けて検討させていただきたいと思っています。

1番（石井芳清君） わかりました。それでは次に移ります。

この台風に前後いたしまして、大原・御宿ゴルフコース調整池漏水事故があったというふうに聞いております。その経過と再発防止対策についてお聞きしたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 10月9日に発生した台風25号の影響により大雨となり、ゴルフ場の従業員が9日の午前9時ごろ調整池を巡回したときには、オーバーフローしたときに水があふれ出る高さよりも1.5メートル以上の高さまで水位が上がっていて、同日の正午ごろより水が減り始めたのが確認されました。以上がこの場の状況であったようです。

10日の早朝、町の職員に対して、下流の住民より、清水川の水が黒くてにおいが強く、ゴルフ場の方面から流れているとの連絡を受け、農林水産課、環境整備課の職員が調査したところ、コース内の調整池より流れ出たものと確認しました。町では、10日午前7時半ごろに環境整備課職員、正午ごろには総務課、企画財政課の職員がゴルフ場からの水と清水川上流の水とが合流するところを確認しますと、明らかに水の色とにおいが異なることが確認されました。次に、調整池を確認したところ、色、においは清水川のものと同じであり、水位はなく、ほかの2カ所の調整池の流入路より水が流れ込んでいるのが確認されておりました。調整池の底の部分は、黒く濁った水が吸い込まれるようにして流れていました。

この現状を確認して、町としては、調整池の底の構造物の異常により水が抜けたのであるから、大雨の影響ではなく、これは構造的欠陥からの要因と考えられるので、構造を調査し早急に防止策と改善計画をとるようお願いいたしました。その後、ゴルフ場では底土が流れ出ないように応急工事をし、10月15日ごろには水は平常時の状態となりました。

11月3日にゴルフ場の管理担当者が役場の方へ来庁され、構造の説明を受けました。鉄製の板が腐食して穴があいてしまったことが今回の事故を招いたとの報告を受けました。改善方法は、そのふたを支えているカバー、コンクリートが1メートル角のますであるので、ふたの部分をステンレス製にして、定期的な管理をし、再びこのようなことが起こらないようにするとの報告を受けました。

なお、11月11日にふたをステンレス製に改善した報告を受けております。

今回の事故に関しての総合的な報告をあした受ける予定でありまして、このような構造であるものについては、早急に点検作業に入るよう指導する考えでいます。

1番(石井芳清君) ちょっと場所についてもう1回詳しく話してもらえますか。

場所、ちょっとどこかという。

議長(伊藤博明君) 瀧口課長。

企画財政課長(瀧口和廣君) 場所については大原・御宿ゴルフコースのE調整池という名称のものでございます。

1番(石井芳清君) 皆さんにイメージができるように場所を。

企画財政課長(瀧口和廣君) イメージといいますと、まず町道の0107号線といって御宿町から天神様という高山田に神社がありますけれども、あそこに入って行って、今スナックの店がありますけれども、その上部にある調整池でございます。

1番(石井芳清君) 高山田の信号から大原に抜ける途中ということですね。

企画財政課長(瀧口和廣君) そうです。

1番(石井芳清君) わかりました。

これは大変重大な問題だろうと思うんです。私もこの報告を受けて大変びっくりしているわけでありまして、一定以上の規模の開発につきましては調整池の設置が義務づけられているわけですね。御宿町にはそれが現在何カ所あって、その構造等についても御宿町はきちんと把握をして、それがどのように管理されているのかということもきちんと把握する必要があるというふうに思うんです。

例えば、御宿台で浜谷の上に大きな調整池がありますけれども、あの台風のときには住民の

人から、大丈夫かねということで心配の電話も私のところに来たわけですが、今回も今後定期的な管理をしていくというような話をされているというふうに思いますが、そもそも、その調整池というのは、どういう目的で、要するに計画上どのように運用されているのかと。また、すべきものなのかということも、ちょっとこの場で明らかにしていただきたいと思うんです。

あと同じ池というか、堰では農業用水ということですが、こちらの水利組合の役員の皆さんとか、日ごろからかなり管理されているというふうに聞いているわけでありましてけれども、こうしたたくさんあると思うんですが、それが幾つあって、どのように管理していくのか。これまでこの間、そういうものを掌握されていなければ、今後その辺をどうしていくのか含めて答弁を願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 御宿台には調整池が4調整池ありまして、3つは農業用のため池と兼ねての調整池となっております。ゴルフ場については3つの調整池があります。

また、調整池の管理の状況の報告、または私どもが立ち入って調査するとかという件につきましては、立ち立った調査をしていなかったのが現状でありました。今回のこのような事故に遭ってから、改めて町として立入調査、または定期的な報告を受ける必要があるのではなからうかという考えを持っております。

1番（石井芳清君） わかりました。

先般は議員発議で飲料水源を守るそうした条例も出させたところでありますが、幾つか既存の条例等もありますし、今後こうしたものをきちんと監督していただいて、くれぐれも事故のないよう。

それからもう一つは、26日に最終的な報告というふうにありましたが、もう一つ住民の皆さんから心配いただいているのは、大原・御宿ゴルフコースについては、要するにゴルフ場の中では旧法対応ですね。要するに一定の消毒薬とか使ってよかったころのゴルフ場だったというふうに思うんですね。そういう面で、水質だとか、中の沈殿物、こうしたものの汚染があったのか、なかったのか。こうしたことについてもきちんと報告いただいて、広報にきちんと流していただきたいというふうに思うんですが、それについて最後答弁願います。

議長（伊藤博明君） 井上環境整備課長。

環境整備課長（井上秀樹君） ただいまの漏水に関する中身の状況ということだと思いますが、これについてはまずゴルフ場では殺虫剤、殺菌剤、除草剤という項目について、何項目か

使用する範囲が決まっております。ゴルフ場で使用される農薬による水質の汚濁の防止に関する暫定指導指針というのが環境省水質保全局長通達で出ています。それに基づいて、今回東上総県民センターの地域保全課へ通報いたしまして検査をしました。その結果としては、殺菌剤のペ・シクロンのみ検出。それについては0.03ミリグラム・パー・キログラムということで、環境省が示している0.4ミリグラム・パー・キログラムの13分の1という数値でした。東上総県民センターの考察といたしましては、食料品等の限度許容量に比べてかなり低い数字であり、環境に与える影響はないという判断をいただいております。

以上です。

1番（石井芳清君） わかりました。

それと、広報する気はないんですか、きちんとこの事態を。特に高山田地先の方、それから清水川等、関係しては水利組合やそれから漁協など関連団体に説明に行ったというような話も聞いていますし、結果としてきちんと町民に報告する必要があるというふうに思うんですけれども、この事故についてですね。今後について、今述べられた今後の方策について、きちんと町民に広報すべき内容だというふうに思うんですけれども。

議長（伊藤博明君） 石田農林水産課長。

農林水産課長（石田義廣君） 組合関係ということでお話が出ましたので、私の方から少しお話し申し上げますと、水利組合につきましては調整池にかかわる農業用水に関する利水につきましては、特に今後のことでございますが協約といいますか、協定的なものは特に考えていないというようなお話を組合長から聞いております。

また漁業組合につきましては、今後のことでございますが、このようなことがまた起こらないとも限らないというか、懸念するということの中で、できれば今後こういった事故が起こったときの災害補償といいますか、補償的な文面を盛り込んだような協定的なものを締結したいというような希望というか、考えは何っております。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 広報についてですけれども、明日西武のゴルフ場管理者が町の方に総合的な報告をするということですので、被害というより、原因者は西武、ゴルフ場でありますので、その辺、西武さん、ゴルフ場さんの方から考えがあるものかどうかも聞いて協議していきたいと思っております。

1番（石井芳清君） わかりました。

起きてはならないことが起きたわけでございますので、きちんと責任を果たしていただくよ

う求めていただきたいというふうに思います。

では、次に移ります。次は、住民と共同のまちづくりについてであります。きょう議会、冒頭の中で、中村議員の方から原村視察についての報告もあったわけですが、私も同行させていただきましたが、その中で感じたことを幾つか述べさせていただきたいと思います。

非常に小さな村ではありますが、非常に元気よくまちづくりが楽しいというふうに、若い職員でありましたけれどもおっしゃってありました。大変、印象的でありました。そして特に幾つかあったのは、やはりこれからは高齢化の時代の中で、顔の見えるまちづくりが大切ではないかなということ力を説かれておりました。先ほどから出ておりますけれども、御宿町も高齢化が非常に高い町でございます。そういう中において、コンピュータ万能というわけにはなかなかいかないというふうに思います。まさにこれから職員一人一人が町民の皆さんの手となり足となり、共同してまちづくりをしていく、そのための資質が職員の皆さんにも求められているというふうに思うわけがあります。

これまで御宿町といたしましても、それからもう一つは情報公開ですね。これが非常に徹底しておりました。行ったときも大変びっくりしたんですけれども、これだけの資料を渡していただきました。これは我々だけではなくて、住民の皆さん全部に公開している資料だそうです。遠く御宿町からもインターネットでこれがすべて、情報が全部閲覧できるということでございます。やはり住民参加をこれから広げていくためには、そうした積極的な情報公開があってこそ、住民の皆さん参加していく土壌ができてくるのではないかなというふうに思います。

これもまた御宿町は情報公開制度や、それからまた公募制などたくさんの施策を行ってきました。きょうも今回の台風の中で町民の皆さんのご協力をいただきながら海岸清掃、これも付近の中では大幅に安く、もう3分の1ぐらいの価格で処理ができたのではないかなというふうに思うわけですが、今後こうした住民参加をどのように広げていくのか、それについての町としての基本的な考え方、これについてお伺いをしたいと思います。

それからもう一つは、職員の皆さんもうちに帰れば住民の一人であります。行政職員として、24時間、365日、法の中では縛られているわけではありますが、しかし御宿町最大の企業体でありますこの役場職員が、地域に帰ってもまちづくりの先頭に立っていただきたいというふうに思うわけですが、それについて町の考え方をお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） 議員のおっしゃいますように、住民参加のまちづくりというものが基本であろうかというふうに考えます。参加を促すためには、住民の行政への疑問、そうい

ったものを取り除きまして、また行政の説明責任を果たしていくということも必要だと思います。また、そうしてまちづくりの方向性を示しまして住民にまちづくりへの関心を持っていただき、施策等を納得していただくことが大切なことだと考えます。

現在、行政と住民との関係は、地方分権により新たな時代に入っているとわれております。今まで自治体職員につきましては、法や国の作成しましたマニュアルに従って、多数そういう事務が占めておりました。住民本意といえば、その住民の意見をよく聞き、住民の対話を通しまして施策立案を行い、行政の決定過程に住民の意向をどのように取り入れるかが課題でございました。そういう中で、町では広聴機会の充実、また各委員の公募、そして事業開始当時等の住民説明会などの開催によりまして、住民の対話を通した立案、実施に心がけてきたところでございます。

しかし、地方分権の進展によりまして、地方行政は国の統一的な施策を行うものではなく、地域の特性を生かした特色ある施策の展開を進めていくことが求められておると思います。このような状況の変化によりまして、現在及びこれからの行政施策は、住民と連携しまして協力し合いながら住民と行政が施策を進めていくということが大事だろうと考えます。このような住民との共同のまちづくりにつきましては、今まで以上に行政と住民の信頼関係の向上を図って進めていかなければならないと思います。

現在作成を行っている行政改革大綱にも、開かれた行政と共同のまちづくりを基本方針に位置づけまして、行政運営に当たっての指針、また職員とが一丸となって住民と行政がさらなる信頼関係を尽くし、相互に連携、また協力して共同のまちづくりを着実に継続的に進めていく仕組みづくりを、また職員の育成とともに、住民の方からのリーダーの育成にも努めていきたいと、このように考えております。

それで、職員も住民の一人として、まちづくりの先頭にとというようなことでございますが、現在地域で開催されている事業、また町民清掃、先ほどもお話がありましたこういったことについても、職員も住民の一員となりまして、それぞれの地域活動を中心に積極的に行事への参加をし、また行政が進めているまちづくりに努めているところでございます。また、より一層のまちづくりの先頭役に立つということが必要と思いますが、各種の団体のこういう自主グループの代表者など、地域のリーダーとしての活動を行っている方々と連携をするとともに、町の将来を担う若い世代のリーダーを育成することも不可欠だと考えております。今後、そうした人材の育成を含めまして、職員も住民の一員となりよりよいまちづくりを展開していくというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

1 番（石井芳清君） わかりました。

基本的な方向性としては私の考えと一致するところがございますので、今後また具体的な意見提案をさせていただきながら、引き続き住民と共同したまちづくり、住んでよかったまちづくりに向けて、職員一同一丸となって奮闘されることを希望いたしまして質問を終わるものがあります。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

これより 4 時 45 分まで休憩いたします。

（午後 4 時 3 3 分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、式田議員におかれましては、私用のため退席いたしました。

（午後 4 時 4 5 分）

川 城 達 也 君

議長（伊藤博明君） それでは通告順により、6 番、川城達也君、登壇の上ご質問願います。

（6 番 川城達也君 登壇）

6 番（川城達也君） 6 番、川城でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に基づきながら質問させていただきます。

なお、通告書でございます、2 番、合併問題について、こちらの方は先ほどの浅野議員のご質問と重複いたしますので省略させていただきます。また、磯遊び特区、この件に関しましては若干今般の一般質問の趣旨とそぐわないところがございますので、削除、訂正させていただくとともに、今後の私の研究課題とさせていただきます。

さて、長かった合併問題、今ちょうど休憩という形になっています。合併問題をめぐりましては、私たち議員一人一人も、この冷えつつある社会経済情勢の中でどうやって我々の共同体を維持、発展させていくか、その課題の中でいろいろと日々考え、勉強し、模索したわけであります。当然、我々を取り巻く行政環境、これもともするといかに削減するか、いかに刈り込むか、いかにスリムにするか、どうしてもそういう方ばかりに目が行くのであります。

しかしながら、まちづくりの基本、その根本は何か、もし出発点に立ち返って考えるならば、やはり重要なことは、この町の中でいかなる将来への希望を持って、いかなる施策が、そして

この我々御宿町の富を増大させて、そこに生きる一人一人が豊かな人生を送れるような、そういう基盤を、そして内容をつくっていくことだと思っております。

さて、現在国の政策として、各地方の地域特性に応じた活性化策の実現のために、規制の特例措置を定める構造改革特区制度が実施されております。この構造改革特別区域制度、これは恐らく国の方から我々の各地方自治体に投げられた球のようなものであって、これを我々地域の住民一人一人がどのように打ち返していくか、ここにひとつ国と地方のキャッチボールといえますか、あるいはピッチャーとバッターの関係であれば勝負といえますか、そういったものがあるものと思っております。

そこで、この国の政策を前にして御宿町がどのように考え、どのようにこれから取り組んでいこうとするのか、それについてお伺いします。まず初めに、構造改革特区制度の趣旨、目的あるいは基本理念、これに関してご説明いただければ幸いです。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 構造改革特区ということでございますけれども、地方公共団体が作成した構造改革特区計画については、規則の特例措置が法令などで定められていることに適合し、地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創設など、地域の活性化や全国的な規制改革へと波及効果があるものとされていることから、平成15年4月に最初の特区が誕生して以来、全国で285、千葉県で8つの特区が認定されております。

構造改革特区とは、実態に合わなくなった国の規制が民間事業者の経済活動や地方公共団体の事業を妨げています。規制は全国一律でなければならぬという考え方から、地域に応じた規制を認めるという考え方に転換するものでございます。

構造改革特区の理念といたしましては、先ほども申しましたけれども、改めて、規制は全国一律でなければならぬという考え方から、地域の特性に応じた規制を認めるという方向に転換することが特区の理念として掲げられております。

6番（川城達也君） ありがとうございます。

それでは次にお伺いします。具体的にどのような自治体でどのような特区が創設されているか。恐らく、今企画財政課長のご答弁にございましたように200、あるいは300に及ぼうかという総数になりますが、その中から幾つか例を挙げてご説明していただければ幸いに存じます。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 千葉県では8つの特区の制度がありまして、花と海の南房総観光交流空間プロジェクトとか、元気回復北総地域観光交流空間プロジェクトとか、地域の活

力とか、中小企業再生プランとか、バイオマス千葉立県プロジェクト等がありまして、その中を受けて構造改革の特区が国際空港特区、健康福祉千葉特区、NPO活動推進特区、新産業創出特区、国際教育推進特区、安房自然学校特区とか、有機農業推進特区、京葉臨海コンビナート特区、この8つが挙げられます。

自治体では千葉市と鴨川市が認定を受けておりまして、身近では、千葉県の特区としては千葉の健康福祉千葉特区が認定されておりまして、この内容は、介護サービスは高齢者を対象としているところですが障害者などを受け入れる特例措置がありまして、この近辺では障害者を受け入れる施設がなく、まだそこまで手が届かないというのが実情であります。

また、鴨川市の特区の例を見ますと、いわゆる都市の住民が鴨川市の田んぼで稲刈りをした場合には、今までは口約束のもとで農家と住民の方がその田んぼを借りてやっておったんですが、それはなぜかという、一般の都市の方は農地を取得するか借り受けることが農地法で規制されておりまして、その農地法の規制の緩和をしたことが鴨川市の特区であります。テレビ等でよく報道されております大山千枚田というのがその例でありまして、当初は大山千枚田地区だけで認めていたものが、それが進展していて鴨川市全域にその特区を設けたというのが実例でございます。

6番（川城達也君） わかりました。ありがとうございます。

私もちょっと個人的にいろいろ調べてみました。例えば教育分野では幼保一元化ですとか、あるいは外国語教育特区のようなものがございました。それらはすべて、今までは規制の網のためにできなかったことを、ある地域の実情に基づいてそれを可能にしようと、そういうことだと思います。課長がおっしゃることも恐らくそういうことであろうと思っています。

では次に、そういった制度を前にして、御宿町において具体的にどのような取り組みが今まであったのかどうか、その点についてお伺いします。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 町においても、この特区制度が発足した当初からいろいろと庁内会議等において制度が該当するかどうかの検討をしてきましたが、どうもこの特区制度が御宿町にはなじまないという結論になっている次第でございます。

まず、特区というのは、もう少し広域的な見地から考えて当たった方がよいのではないかと考えているところでございます。

6番（川城達也君） なるほど、わかりました。

そうですね。私自身の私見を述べさせていただくならば、この構造改革特区制度というもの

を前にして、ではこういう規制緩和を目指そうと、そういう思考の流れで発想するというのはなかなか難しいような気がいたします。恐らく従来のまちづくりあるいは行政の枠組みの中で、あることを非常に将来性があると思って、あることというとわかりにくいですが、ある一つの施策をどうしてもしたいけれども法律の壁があって実現に至らなかったと。そういう経験のある自治体は、ではこの特区制度を利用してこの間できなかった、あるいは10年前にできなかったことをやってやろうと、そういう発想が自然に出てくるのではないかと思うんですね。

恐らくそういう行政の現場、まちづくりの現場の具体的な知識、経験、それがすべての発想の原点にある以上、恐らく一人一人の行政マンだけではなくて、町民すべてを巻き込んで町民一人一人の経験、法的な壁があってできなかった経験のようなものを広く収集して、そしてその中から何がしかの意味で実現可能な施策があればもうけものではないかと。もうけものという表現はちょっとおかしいですが、むしろそういう手法をとった方が意外に効率的なのではないかという感じが私は実はしております。

一般質問通告書の方にはミヤコタナゴ特区ということをちょっと書かせていただいたんですが、ミヤコタナゴは皆様よくご存知のとおり、世界で関東地方にしか分布しない、コイ科の淡水魚。実にきれいな美しい淡水魚であります。

そして日本の社会、関東地方の急激な都市化、御宿町もそうですが、農業の歴史的な構造変化、そういったものがございまして、徐々に生活環境、生育環境が失われてきました。1974年には国の天然記念物に指定されました。また、1994年には環境省のいわゆる種の保存、これは絶滅のおそれのある野生動物種、野生動植物種の保存に関する法律、こういうものですが、こういったものの中で種の保存、そして生息環境、そういったものの保全に鋭意取り組まなければいけないということが指定された制度ですね。これがミヤコタナゴであります。

当然のことながら、この文化財保護法というものとそれから種の保存法、これ管轄は文部科学省及び環境省であります。この2つの法律によって非常に強く……。

時間延長の件

議長（伊藤博明君） ちょっとよろしいですか。

間もなく5時になりますので、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたしますので、よろしく願いいたします。

すみません。

6番(川城達也君) 文化財保護法及び種の保存法等により強く守られているわけですね。捕獲、あるいは譲渡、あるいは生息地の改変、こういったものが厳しく禁止されております。

しかしながら、これは非常に個人的な実感なんですけれども、果たして生物というのは美しい生物、あるいは貴重な生物、それが絶滅の危機に瀕したときには、当然それを守る努力が必要なのは言うまでもありませんが、では、だからといってミヤコタナゴが博物館や、あるいは地方公共団体の施設のみにおいて展示され、眺められるようなもので果たしていいのかどうか。究極的には、当然タナゴは自然界の中でタナゴであり続けたいわけでありまして。恐らくこのようなところに、従来の単なる自然保護の観点を超えた新しい自然と人間とのかかわり合いの将来へと続いていく一本の道というものが存在するんだと思いますが、ミヤコタナゴに関して申し上げるならば、この生物は昔から人間とともにあった生物だと。人間の生活、農業、里山、そしてそれが維持してきた水環境、こういったものが実はミヤコタナゴにとっての天国だったのであります。

結論から申します。私は構造改革特区制度を、こういったものを利用して、ミヤコタナゴをただ単に捕獲、譲渡禁止、すべてだめと、そういうものではなくて、もちろん学術的な、あるいは教育の目的、あるいは繁殖の目的に供する場合はその限りではないんですけれども、それをさらに一步超えて、何がしかの意味で鑑賞魚として、あるいはもし可能であれば商業的なベースに乗せるということも、それはあり得るんじゃないかと。

もちろんこういった意見は、従来の考え方の組の中ではそれはタブーだったわけなんですけれども、しかしあれだけ美しいミヤコタナゴが各家庭の水槽の中で泳ぎながら愛されるというのもミヤコタナゴにとっては一つの、人生ではないんですけれども、魚の生き方とでもいいですか、そこにそういう関係の真実があるんじゃないかと思うわけでありまして。恐らくこれは、私が今申し上げていることは発想の域を超えていないんだと思います。

実際に構造改革特区の具体的な内容としてそういったものが可能かどうか、これかなり難しいことなのかもしれません。ただ、小さいころから川で遊び、海で遊び、それなりに野山を駆けめぐった一人の人間として、ミヤコタナゴは確かに希少で美しいけれども、しかしながら、それが人間の手の届かないところに行ってしまったんではおもしろくないなと、これは私の本心に正直な実感です。蛍にしても、ああ、蛍きれいだと言ってそこに手を伸ばす。子供であればそれを捕まえて家に持って帰る。蛍は死ぬかもしれません。しかしながら、そういう素朴な生物と人間とのかかわり合い、これを否定し過ぎるのは恐らくよくないんじゃないかなという

のが私の実感です。そして、こういった一つ一つの実感の中から実は構造改革特区、何かをやるための新しい発想が出るのではないかなと思っているわけであります。ちょっと長くなりました。

先ほど企画財政課長の方からご答弁がございまして、もとに戻りますけれども、この構造改革特区制度に対して、御宿町がどうやって意義のある具体的な取り組みをしていくか、その中で例えば内閣官房構造改革特区推進室、そういうところがございまして、その担当者が特区に関する出前コンサルタント、こういったものをやっているそうでございます。また、各都道府県には特区のエキスパート、特区エキスパートという方がいらっしゃるそうです。そういった方々を御宿町にお招きしまして、具体的にどういう流れになって、どういうことが行われているのか、特区とはそもそも何なのか、そういったことから始まって、御宿町の一人一人の住民の発想、そういったものが特区制度を利用可能なかどうか、そういったものを広く意見を募りつつ、またそういう場をつくりつつ、町民一丸となって考えていく、そういう方法もありではないかなと、そういう方法もあっていいのではないかと考えております。

恐らくそれは、先ほど石井議員が一般質問の中で言われていた住民との共同のまちづくりと、その辺につながってくるんだと思いますが、この構造改革特区制度というものをきっかけに新しいまちづくりのシステム、発想のシステム、意思決定のシステム、それをつくっていく。こういったことも重要ではないかなと私は考えております。

もしご感想等がございましたら、一言でよろしいです。お願いします。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 特区の制度は、先ほども申し上げましたけれども、特区があればいいなことではなく、事業を実施したり具体的事業計画を興するに当たり、規制があるため事業の展開を阻害する要因を緩和するものであります。このようなことから、事業者からの発案があれば町としても応援していきたいと考えております。

6番（川城達也君） わかりました。

特区の申請に関しては、第5次申請以降は民間開放というのが行われているそうです。いずれにしましても、行政に限らず広く民間からさまざまな発想を募る、そういったところにすべての原点があると思っています。

もちろん特区をつくるということを自己目的にするのは本末転倒だと思います。これは今、企画財政課長がおっしゃった意味と重なることだと思いますが、ただ私が申し上げたいのは、特区ができるときにはそこに恐らく発想があると、問題があると。そしてそれは、実は御宿町

8,000人のいたるところにあるかもしれない。そういったものをどうやって吸い上げて、酌み上げて、何がしかの意味で行政的な施策として実を結ぶ方向に持っていければ非常に有意義ではないかと思うわけでありませう。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） どうもご苦労さまでした。

閉会の宣告

議長（伊藤博明君） 以上で、今定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 平成16年第4回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの定例会では、一般会計補正予算を初めといたします9議案についてご審議いただき、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

今定例会は、私にとって一つの節目の議会となりましたが、振り返ってみますと、4年前、公平、公正、清潔、むだな公共投資の廃止等をモットーに、開かれた行政、町民から信頼される町政を基本に町民参加による明るいまちづくりを推進してまいりました。4年間町政を担うことができましたのも住民の皆様、議員各位のご協力とご理解があったからと考えております。この場をおかりいたしまして、心より御礼申し上げます。

しかし、前述のなくてはならないものの一つであります御宿中学校改築工事や少子化に伴う小学校統合問題、さらに市町村合併や財政問題等々、御宿町といたしましても重要課題を抱えております。1期4年間では、私の行政運営の考え方など公約したほんの一部しかまだ実現できていないという認識でおります。町民の皆様の期待にこたえるべく、山積する多くの課題達成のために、改めて町民サイドに立ち、もう一度初心に振り返り引き続き町政を担当させていただきたく考えております。町民の皆様、議員各位の特段のご配慮、ご支持を賜りたくお願いを申し上げます。

今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願い申し上げますとともに、時節柄、健康には十分留意され、これからもご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤博明君） どうもありがとうございます。

議員各位には慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただき、円滑な運営ができたことを厚くお礼申し上げます。

年末を迎え忙しくなるとは思いますが、健康には十分留意されますようご祈念申し上げます。

以上で平成16年御宿町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。（拍手）

（午後 5時13分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成17年 1月21日

議 長 伊 藤 博 明

署 名 議 員 式 田 孝 夫

署 名 議 員 瀧 口 義 雄